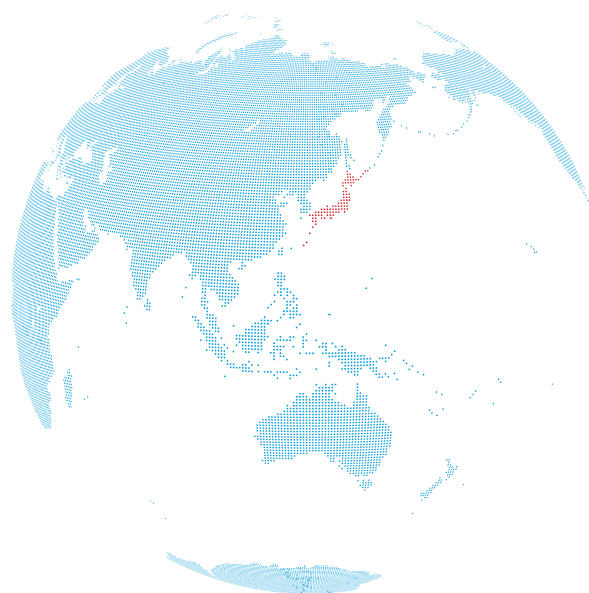




JBIC DATA BOOK 2025

JBIC データブック 2025



01 業務統計

1 概況（過去5年間の推移）	002
2 承諾	004
3 残高	011
4 その他	014
5 標準的な融資条件	015
6 地域分類内訳国・地域等について	016

02 財務状況

1 財務諸表	018
（参考）勘定別財務諸表	059
2 負債および純資産の部の構成	063
3 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	065
4 営業経費の内訳	066
5 余資産用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高	067
6 オフバランス取引情報	068
7 総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価	069
8 従業員一人当たりの貸出金残高	069
9 貸出金業種別内訳残高	070
10 貸出金償却額	070
11 外貨建資産（出融資）残高	071
12 事務経費率	072
13 貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表	073
14 資産内容に関する情報	074
（参考）国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表	076

03 コーポレート・データ

1 沿革	088
2 株式会社国際協力銀行法等	089
3 内部統制基本方針	106
4 セキュリティポリシー	108
5 顧客保護等管理方針	108
6 利益相反管理方針の概要	109
7 プライバシーポリシー	110
8 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針	111

本報告書の計数について

- 1 件数および金額の単位未満は原則として切り捨てています。また、比率（％）は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳集計した計数と一致しないものがあります。 外貨建て融資に関する計数は、承諾額については、承諾時点での基準外国為替相場で円換算し、実行額、回収額、残高は帳簿価額によっています。
- 2 単位に満たない場合は「0」と、該当数字の無い場合は「―」と表示しています。
- 3 2016年10月1日より、一般業務勘定と特別業務勘定が設置されています。2016年10月1日以降は、財務データについては、一般業務勘定と特別業務勘定に区分してデータを掲載しています。
- 業務統計データについては、一般業務勘定および特別業務勘定をまとめて掲載しています。

01 STATISTICS

業務統計

1 概況（過去5年間の推移）	002
承諾状況	002
A. 金融目的別出融資・保証承諾状況	002
B. 地域別出融資・保証承諾状況	002
実行状況	003
回収状況	003
残高状況	003
2 承諾	004
日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況	004
エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況	004
日本企業の海外投資に対する融資承諾状況	005
中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況	005
保証の種類別承諾状況	005
地域別承諾状況	006
A. 輸出金融の地域別融資承諾状況	006
B. 輸入金融の地域別融資承諾状況	006
C. 投資金融の地域別融資承諾状況	006
D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況	007
E. 保証の地域別承諾状況	007
F. 出資の地域別承諾状況	007
国・地域別出融資承諾状況	008
3 残高	011
金融目的別出融資・保証残高状況	011
保証の種類別残高状況	011
国・地域別出融資残高状況	012
4 その他	014
事業開発等金融案件一覧（2024年度）	014
特別業務案件一覧（2024年度）	014
5 標準的な融資条件	015
6 地域分類内訳国・地域等について	016

1 | 概況(過去5年間の推移)

承諾状況

A. 金融目的別出融資・保証承諾状況

(単位：億円、%)

	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度			2022(令和4)年度			2023(令和5)年度			2024(令和6)年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
①融資 輸出	2	10	0	3	608	3	15	429	2	10	553	3	4	108	1
船舶	—	—	—	—	—	—	13	295	1	8	162	1	1	25	0
プラント	2	10	0	3	608	3	2	134	1	2	391	2	3	83	1
輸入	1	506	2	1	2,390	12	2	2,300	10	3	2,108	10	1	700	5
資源	1	506	2	1	2,390	12	2	2,300	10	3	2,108	10	1	700	5
投資	181	20,241	78	185	15,934	77	104	18,474	80	102	13,622	67	98	11,102	74
資源	8	4,571	18	8	4,145	20	4	1,997	9	7	2,705	13	8	3,224	21
一般	173	15,669	60	177	11,789	57	100	16,477	71	95	10,916	54	90	7,877	52
事業開発等金融	6	1,838	7	6	478	2	10	762	3	12	919	5	12	1,892	13
小計	190	22,596	87	195	19,411	94	131	21,966	95	127	17,203	84	115	13,802	92
②保証	14	3,246	12	9	891	4	12	952	4	25	2,303	11	11	1,223	8
③出資	3	150	1	5	352	2	3	233	1	3	872	4	3	35	0
合計	207	25,993	100	209	20,655	100	146	23,152	100	155	20,379	100	129	15,061	100

B. 地域別出融資・保証承諾状況

(単位：億円、%)

	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度			2022(令和4)年度			2023(令和5)年度			2024(令和6)年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	126	4,902	9	122	1,864	9	93	6,382	28	116	5,678	28	68	1,845	12
大洋州	4	681	3	5	662	3	2	137	1	2	1,549	8	5	3,459	23
ヨーロッパ	21	6,510	25	24	5,936	29	13	4,565	20	5	5,775	28	17	3,536	23
中東	10	2,152	8	5	3,181	15	6	2,045	9	4	598	3	7	1,289	9
アフリカ	7	3,883	15	—	—	—	3	796	3	4	44	0	2	90	1
北米	21	5,360	21	32	8,202	40	15	4,730	20	10	1,596	8	11	2,632	17
中南米	16	2,409	9	19	643	3	11	2,116	9	10	4,159	20	15	1,966	13
国際機関等	2	92	0	—	—	—	—	—	—	2	146	1	2	217	1
その他	—	—	—	2	163	1	3	2,379	10	2	828	4	2	21	0
合計	207	25,993	100	209	20,655	100	146	23,152	100	155	20,379	100	129	15,061	100

実行状況

(単位：億円、%)

	2020(令和2)年度		2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度		2024(令和6)年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資 輸出	712	3	712	3	459	2	580	4	711	4
輸入	—	—	1,126	5	4,671	24	1,341	9	—	—
投資	16,995	79	17,858	81	11,638	60	10,166	70	15,480	81
事業開発等金融	766	4	686	3	1,157	6	487	3	1,577	8
小計	18,474	86	20,384	93	17,926	92	12,575	87	17,769	93
②保証	2,869	13	1,191	5	1,369	7	1,746	12	1,070	6
③出資	127	1	373	2	186	1	167	1	192	1
合計	21,471	100	21,949	100	19,483	100	14,489	100	19,032	100

回収状況

(単位：億円、%)

	2020(令和2)年度		2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度		2024(令和6)年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資 輸出	1,211	5	1,203	5	2,013	8	2,501	10	2,181	7
輸入	1,435	6	674	3	1,830	7	1,916	7	802	3
投資	14,247	59	18,640	77	16,751	67	18,315	70	22,447	77
事業開発等金融	799	3	456	2	429	2	576	2	420	1
政府ベース借款	11	0	11	0	21	0	22	0	22	0
小計	17,704	74	20,986	87	21,046	85	23,331	89	25,874	89
②保証	5,777	24	2,716	11	3,673	15	2,416	9	2,985	10
③出資	532	2	411	2	167	1	444	2	372	1
合計	24,015	100	24,114	100	24,886	100	26,192	100	29,232	100

(注) 2023年度および2024年度における繰上償還額(翌年以降に原償還期日が予定されていたもののうち当該年度中に償還された額)は、おのおの2,860億円および4,188億円です。

残高状況

(単位：億円、%)

	2020(令和2)年度		2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度		2024(令和6)年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資 輸出	11,449	7	11,860	7	11,195	6	10,353	6	8,830	5
輸入	1,692	1	2,296	1	5,098	3	4,954	3	4,130	2
投資	119,840	76	130,464	77	135,816	77	144,858	79	135,990	79
事業開発等金融	3,034	2	3,498	2	4,425	3	4,724	3	5,853	3
政府ベース借款	235	0	224	0	203	0	181	0	158	0
小計	136,252	87	148,344	88	156,739	89	165,071	90	154,963	91
②保証	18,383	12	17,248	10	15,376	9	15,264	8	13,290	8
③出資	2,812	2	3,120	2	3,247	2	3,215	2	2,958	2
合計	157,448	100	168,713	100	175,362	100	183,551	100	171,211	100

2 | 承諾

日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
船舶	8	162	29	1	25	23
電気機械	2	391	71	1	12	11
その他の産業機械	—	—	—	2	70	66
荷役機械	—	—	—	2	70	66
合計	10	553	100	4	108	100

エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
エネルギー資源	7	2,660	55	6	2,573	66
天然ガス	5	2,642	55	4	2,212	56
石炭	—	—	—	1	342	9
バイオマス燃料	2	17	0	—	—	—
燃料アンモニア	—	—	—	1	18	0
その他の資源	3	2,152	45	3	1,351	34
鉄鉱石	1	721	15	—	—	—
銅鉱石・銅	2	1,431	30	3	1,351	34
合計	10	4,813	100	9	3,924	100

日本企業の海外投資に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	70	2,729	25	57	3,874	49
食料	3	309	3	9	851	11
繊維	—	—	—	2	5	0
印刷	—	—	—	1	4	0
化学	3	789	7	3	141	2
石油・石炭	—	—	—	1	1	0
窯業・土石	—	—	—	1	2	0
鉄・非鉄・金属製品	13	25	0	7	12	0
機械	8	24	0	5	1	0
電気機械	3	96	1	5	1,985	25
輸送用機械	20	248	2	16	775	10
その他の製造業	20	1,235	11	7	93	1
電気・ガス・熱供給・水道業	6	4,939	45	6	1,354	17
情報通信業	1	185	2	4	972	12
運輸業、郵便業	4	263	2	2	64	1
商業	5	44	0	5	155	2
サービス業	4	589	5	8	122	2
その他 ^(注)	5	2,163	20	8	1,333	17
合計	95	10,916	100	90	7,877	100

(注) 「その他」には、日本の民間金融機関向けツアー・ステップ・ローンが含まれており、自動車・同部品、電気・電子、機械・金属、化学、卸売・小売といった多様な製造業やサービス業を含む日本企業の海外事業を支援しています。

中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況

(単位：億円)

	2023 (令和5) 年度		2024 (令和6) 年度	
	件数	金額	件数	金額
中堅企業および 中小企業者向け融資	70	147	55	123

(注1) 中堅・中小企業の海外投資事業への融資に際しては、貸付利率等の融資条件の優遇措置を設けています。
(注2) 本表において、中小企業者とは、原則として資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の企業および個人、中堅企業とは、資本金10億円未満の企業（ただし中小企業者以外）を指します。

保証の種類別承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
サムライ債	1	930	40	—	—	—
航空機輸入保証	1	112	5	2	322	26
その他	23	1,261	55	9	900	74
合計	25	2,303	100	11	1,223	100

地域別承諾状況

A. 輸出金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	8	162	29	—	—	—
東南アジア	8	162	29	—	—	—
中央アジア・コーカサス	—	—	—	—	—	—
大洋州	—	—	—	1	25	23
ヨーロッパ	—	—	—	1	25	23
西ヨーロッパ	—	—	—	1	25	23
アフリカ	—	—	—	1	12	11
サハラ以南	—	—	—	1	12	11
中南米	2	391	71	1	45	42
合計	10	553	100	4	108	100

B. 輸入金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	1	586	28	—	—	—
東南アジア	1	586	28	—	—	—
中南米	1	721	34	1	700	100
その他	1	800	38	—	—	—
合計	3	2,108	100	1	700	100

C. 投資金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	80	2,695	20	59	1,576	14
東アジア	8	1,024	8	4	98	1
東南アジア	66	1,387	10	45	1,068	10
南アジア	6	283	2	10	409	4
大洋州	2	1,549	11	4	3,434	31
ヨーロッパ	4	4,845	36	10	2,111	19
中東欧・ロシア	—	—	—	2	188	2
西ヨーロッパ	4	4,845	36	8	1,922	17
中東	—	—	—	3	465	4
アフリカ	—	—	—	1	78	1
サハラ以北	—	—	—	1	78	1
北米	9	1,484	11	10	2,492	22
中南米	7	3,046	22	11	942	8
合計	102	13,622	100	98	11,102	100

D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	7	463	50	1	135	7
東南アジア	2	62	7	—	—	—
南アジア	5	401	44	1	135	7
ヨーロッパ	—	—	—	4	573	30
中東欧・ロシア	—	—	—	3	90	5
西ヨーロッパ	—	—	—	1	483	26
中東	2	358	39	4	824	44
アフリカ	2	22	2	—	—	—
サハラ以南	2	22	2	—	—	—
中南米	—	—	—	1	142	8
国際機関等	1	75	8	2	217	11
合計	12	919	100	12	1,892	100

E. 保証の地域別承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	18	927	40	7	120	10
東アジア	5	606	26	—	—	—
東南アジア	7	11	0	6	6	1
南アジア	6	310	13	1	114	9
ヨーロッパ	1	930	40	2	827	68
中東欧・ロシア	1	930	40	—	—	—
西ヨーロッパ	—	—	—	2	827	68
中東	2	239	10	—	—	—
アフリカ	2	22	1	—	—	—
サハラ以南	2	22	1	—	—	—
北米	1	112	5	1	140	11
中南米	—	—	—	1	135	11
国際機関等	1	71	3	—	—	—
合計	25	2,303	100	11	1,223	100

F. 出資の地域別承諾状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度			2024 (令和6) 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	2	843	97	1	14	40
東アジア	1	411	47	—	—	—
南アジア	1	432	50	1	14	40
その他	1	28	3	2	21	60
合計	3	872	100	3	35	100

国・地域別出融資承諾状況

(単位：億円)

地域／相手国等			2023 (令和5) 年度		2024 (令和6) 年度		累 計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
アジア	東アジア	中国	3	4	3	94	1,599	39,500
		香港	2	2	1	4	311	3,233
		日本					1	2
		韓国					709	13,063
		モンゴル					8	72
		その他	4	1,428			1,040	6,611
		小計	9	1,435	4	98	3,668	62,483
	東南アジア	カンボジア					7	6
		インドネシア	13	132	6	223	1,664	66,460
		ラオス	1	4	2	6	12	261
		マレーシア	1	2	3	4	616	14,654
		ミャンマー					75	2,252
		フィリピン	7	10	1	4	863	19,079
		シンガポール	11	995	1	118	527	10,501
		タイ	28	928	16	31	2,818	30,311
		ベトナム	16	124	16	680	350	9,510
		その他					40	2,590
	小計	77	2,198	45	1,068	6,972	155,630	
	南アジア	バングラデシュ	2	0			13	1,364
		インド	9	1,106	12	558	911	24,561
		パキスタン					290	2,983
		スリランカ	1	9			62	688
		その他					17	36
		小計	12	1,116	12	558	1,293	29,634
	中央アジア・ コーカサス	カザフスタン					25	3,018
		トルクメニスタン					15	3,028
		ウズベキスタン					17	1,760
		その他					8	1,950
		小計	—	—	—	—	65	9,757
	計		98	4,750	61	1,725	11,998	257,506
大洋州	オーストラリア	2	1,549	4	3,434	893	38,618	
	フィジー					8	142	
	マーシャル諸島			1	25	2	39	
	パラオ					2	17	
	パプアニューギニア					56	2,672	
	その他					191	2,002	
	計	2	1,549	5	3,459	1,152	43,494	

(単位：億円)

地域／相手国等			2023 (令和5) 年度		2024 (令和6) 年度		累 計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	チェコ			1	188	32	1,039
		ハンガリー					37	1,568
		ルーマニア			3	90	146	1,063
		ロシア					140	20,056
		ウクライナ			1	0	13	422
		その他					933	20,410
		小計	—	—	5	278	1,301	44,561
	西ヨーロッパ	ベルギー					30	1,615
		フランス	2	3,374			314	9,858
		ドイツ			4	640	308	5,852
		イギリス	1	471	1	538	586	27,812
		アイスランド					5	82
		アイルランド			1	380	55	12,617
		イタリア			2	616	57	4,194
		ルクセンブルク					9	1,205
		マルタ					4	187
		オランダ			1	231	113	7,434
		ポルトガル			1	25	49	428
		スペイン					70	3,283
		スウェーデン	1	1,000			62	2,692
		マン島					9	96
		スイス					93	4,160
		その他					923	10,783
		小計	4	4,845	10	2,430	2,687	92,306
	計	4	4,845	15	2,709	3,988	136,867	
中東	バーレーン					8	1,156	
	イラク					23	2,522	
	ヨルダン					29	891	
	クウェート					25	2,641	
	オマーン					28	2,964	
	カタール					39	9,303	
	サウジアラビア			2	447	87	11,429	
	トルコ	2	358			210	9,001	
	アラブ首長国連邦			5	842	87	28,441	
	イエメン					11	358	
	その他					305	12,389	
	計	2	358	7	1,289	852	81,100	

3 | 残高

金融目的別出融資・保証残高状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度		2024 (令和6) 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
①融資 輸出	10,353	6	8,830	5
船舶	1,336	1	1,094	1
プラント	9,015	5	7,735	5
技術提供	0	0	0	0
輸入	4,954	3	4,130	2
資源	4,954	3	4,130	2
投資	144,858	79	135,990	79
資源	40,545	22	37,086	22
一般	104,312	57	98,904	58
事業開発等金融	4,724	3	5,853	3
政府ベース借款	181	0	158	0
小計	165,071	90	154,963	91
②保証	15,264	8	13,290	8
③出資	3,215	2	2,958	2
合計	183,551	100	171,211	100

保証の種類別残高状況

(単位：億円、%)

	2023 (令和5) 年度		2024 (令和6) 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
サムライ債保証	6,630	43	4,930	37
航空機輸入保証	3,838	25	3,514	26
その他	4,796	32	4,845	36
合計	15,264	100	13,290	100

(単位：億円)

地域／相手国等			2023 (令和5) 年度		2024 (令和6) 年度		累 計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
アフリカ	サハラ以北	エジプト			1	78	188	3,448
		モロッコ					11	1,503
		その他					367	10,799
		小計	—	—	1	78	566	15,751
	サハラ以南	アンゴラ					34	1,351
		ガーナ					25	597
		ケニア			1	12	31	206
		モザンビーク					22	4,811
		セネガル					2	52
		セーシェル					2	12
		南アフリカ					118	3,396
		タンザニア					21	322
		ウガンダ					7	87
		ベナン	2	22			2	22
		その他					1,560	21,404
		小計	2	22	1	12	1,824	32,265
		計	2	22	2	90	2,390	48,017
	北米	カナダ					336	9,642
		アメリカ	9	1,484	10	2,492	2,799	110,106
		計	9	1,484	10	2,492	3,135	119,748
中南米		アンティグア・バーブーダ	1	0			2	29
		アルゼンチン					273	5,674
		ブラジル	2	947	6	419	1,985	38,438
		英領バーズン諸島					4	3,450
		ケイマン諸島					6	1,638
		チリ	2	1,431	3	1,351	172	19,360
		エクアドル			1	45	34	865
		パナマ					286	4,182
		ペルー					115	5,463
		トリニダード・トバゴ					8	839
		メキシコ	5	1,780	4	14	889	25,438
		ウルグアイ					17	218
		ベネズエラ・ボリバル					81	6,618
		その他					398	7,265
		計	10	4,159	14	1,831	4,270	119,484
国際機関等		計	1	75	2	217	64	12,686
その他 ^(注)		計	2	828	2	21	126	23,330
総合計			130	18,075	118	13,837	27,975	842,236

(注) その他：対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

国・地域別出融資残高状況

(2025年3月31日現在 単位:億円)

地域/相手国等		件数	残高
アジア	東アジア	中国	40343
		香港	36109
		日本	12
		韓国	9279
		モンゴル	25
		その他	9423
		小計	971,163
	東南アジア	カンボジア	32
		インドネシア	8210,187
		ラオス	7273
		マレーシア	121,556
		ミャンマー	816
		フィリピン	301,517
		シンガポール	421,701
		タイ	1632,442
		ベトナム	1255,593
		小計	47223,290
	南アジア	バングラデシュ	61,122
		インド	558,299
		パキスタン	9134
		スリランカ	17
		小計	719,563
	中央アジア・コーカサス	カザフスタン	1339
		トルクメニスタン	71,376
		ウズベキスタン	6759
		小計	142,474
	計		65436,491
大洋州	オーストラリア	フィジー	3711,416
		マーシャル諸島	1131
		パラオ	23
		バプアニューギニア	15
		小計	5896
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	チェコ	46194
		ハンガリー	131
		セルビア	117
		ルーマニア	4108
		ロシア	81,875
		ウクライナ	15
		小計	162,232
	西ヨーロッパ	ベルギー	115
		フランス	31,576
		ドイツ	13766
		イギリス	369,099
		アイスランド	138
		アイルランド	86,334
		イタリア	122,228
		ルクセンブルク	4809
		マルタ	140
		オランダ	101,681
		ポルトガル	123
		スペイン	61,451
		スウェーデン	41,181
		マン島	829
		スイス	53,589
		小計	11328,865
	計		12931,098

(2025年3月31日現在 単位:億円)

地域／相手国等			件数	残高
中東		バーレーン	1	101
		イラク	3	166
		ヨルダン	2	92
		クウェート	3	866
		オマーン	2	408
		カタール	6	4,179
		サウジアラビア	10	2,701
		トルコ	15	1,341
		アラブ首長国連邦	22	9,689
		イエメン	1	86
	計	65	19,635	
アフリカ	サハラ以北	エジプト	6	1,034
		モロッコ	3	750
		小計	9	1,785
	サハラ以南	アンゴラ	31	369
		ガーナ	1	111
		ケニア	1	7
		モザンビーク	2	801
		セネガル	1	42
		セーシェル	1	1
		南アフリカ	3	102
		タンザニア	5	85
		ウガンダ	1	22
		ベナン	1	9
		小計	47	1,553
		計	56	3,338
北米	カナダ	8	2,198	
	アメリカ	115	28,797	
	計	123	30,996	
中南米	アンティグア・バーブーダ	1	0	
	アルゼンチン	2	196	
	ブラジル	28	6,024	
	英領バージン諸島	1	2,465	
	ケイマン諸島	1	897	
	チリ	18	5,818	
	エクアドル	2	33	
	パナマ	3	127	
	ペルー	4	793	
	トリニダード・トバゴ	1	455	
	メキシコ	44	2,295	
	ウルグアイ	4	64	
	ベネズエラ・ボリバル	5	2,367	
		計	114	21,538
国際機関等	計	4	146	
その他 ^(注)	計	24	2,222	
	総合計	1,215	157,921	

(注) その他:対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

4 | その他

事業開発等金融案件一覧（2024年度）

地域／相手国等	案件概要	相手方	JBIC承諾額
インド	風力発電事業	POWER FINANCE CORPORATION LIMITED	135億円 ^{（注1）}
ルーマニア	サムライ債（グリーンボンド）の一部取得（GATE） ^{（注2）}	ルーマニア政府	－
ドイツ	5Gネットワーク基盤構築事業	United Internet AG	300百万ユーロ ^{（注1）}
アラブ首長国連邦	再生可能エネルギー・次世代エネルギー事業会社の買収	アブダビ国営石油会社	341 百万米ドル
アラブ首長国連邦	省エネルギー発電・熱供給関連事業	アブダビ国営石油会社	130百万米ドル
アラブ首長国連邦	再生可能エネルギー・次世代エネルギー事業会社の株式取得	アブダビ国営石油会社	53百万米ドル
アラブ首長国連邦	再生可能エネルギー・次世代エネルギー事業会社の株式取得	アブダビ国営石油会社	9百万米ドル
ブラジル	送電およびバイオ燃料事業	ブラジル国立経済社会開発銀行	95百万米ドル ^{（注1）}
黒海貿易開発銀行（BSTDB）	ウクライナ復興事業および再生可能エネルギー等の気候変動緩和に資する事業	黒海貿易開発銀行	75百万米ドル
黒海貿易開発銀行（BSTDB）	ウクライナ復興事業および再生可能エネルギー等の気候変動緩和に資する事業	黒海貿易開発銀行	75百万米ドル

（注1）金額は、JBICの融資承諾額。なお、これとは別に、民間金融機関分の融資部分の一部に対してはJBICが保証を提供しています。
（注2）GATEとは、2010年4月に設立されたJBICの「サムライ債発行支援ファシリティ（Guarantee and Acquisition toward Tokyo market Enhancement：GATE）」のことであり、JBICの部分保証によるサムライ債発行支援と、必要に応じ、JBIC自身による債券の一部取得も行うものです。これによって、外国政府および政府機関の東京市場からの継続的な資金調達を後押しします。

特別業務^{（注）} 案件一覧（2024年度）

地域／相手国等	金融目的	案件概要	相手方	JBIC承諾額
ドイツ	投資金融	地熱発電・熱供給事業	Eavor Erdwärme Geretsried GmbH	43百万ユーロ

（注）「質の高いインフラ投資」を推進する日本政府の「質の高いインフラパートナーシップ」等の政策をふまえ、日本企業の海外展開をより一層後押すため、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（2016年5月11日成立）により、JBICの機能が強化されました。その一環として、さらなるリスクテイクを通じた支援対象国の拡大や支援対象インフラ案件の多様化を可能とする「特別業務」を2016年10月から開始しています。

5 | 標準的な融資条件

JBICの標準的な融資条件は金融種類に応じて次のとおりです。

これらの融資条件は今後の金融情勢の変化等により変更となる可能性がありますので、具体的な融資条件につきましては、各相談窓口にてご確認ください。

標準的な貸付利率

（2025年7月15日現在）		
地域／相手国等	案件概要 ^{（注2）}	JBIC承諾額
輸出金融	≫ 円貨 ≫ 融資承諾時金利固定（円CIRR） ^{（注3）（注8）} ・3年物CIRR：1.8% ・4年物CIRR：1.91% ・5年物CIRR：2.00% ・6年物CIRR：2.06% ・7年物CIRR：2.13% ・8年物CIRR：2.23% ・9年物CIRR：2.35% ・10年物CIRR：2.47% ≫ 承諾前における金利固定 ^{（注3）（注8）} ・金利固定期間に応じたコストを上乗せ	6割限度
輸入・投資・事業開発等（資源・国際競争力） ^{（注1）}	≫ 円貨 ^{（注4）} ・1.4875%^{（注6）（注7）} ≫ 外貨 ^{（注5）} ・SOFR複利後決め+0.7875%^{（注6）（注7）} ・ターム物SOFR+0.7875%^{（注6）（注7）}	6割限度 ^{（注9）}

（注1）中堅・中小企業に該当する場合は、貸付利率等の融資条件において別途優遇条件がございます。
（注2）貸付利率等にかかる基本的な考え方については、こちらをご参照ください ▶ <https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/image/standard.pdf>
（注3）JBICの金利と協調融資金融機関の金利を合成したものです。
（注4）輸入・投資・事業開発等金融の円貨貸付の利率は、貸付・据置期間および償還形態に応じて設定します。（ただし、下限金利は現状0.7%）。本表記載の貸付利率は「10年（3年据置後7年均等半年賦）」の場合の例示ですので、その他の貸付・据置期間の場合の貸付利率につきましては、融資相談窓口にお問い合わせください。
（注5）外貨貸付の利率は、SOFR複利後決め・ターム物SOFR（6カ月）をベースにしています。米ドル以外の外貨貸付については、融資相談窓口にお問い合わせください。
（注6）我が国にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進への貢献、我が国の産業の国際競争力の維持および向上への貢献等の政策上の意義に応じて、特別金利を適用します。
（注7）円貨・外貨とも、お客様の信用力、担保・保証および融資のスキーム等を考慮の上、リスクに見合ったプレミアムが付加されます。また、金融市場の実勢をふまえ、必要な調整をすることがあります。
（注8）適用するCIRRの年数はOECD公的輸出信用アレンジメントに基づき決定されます。また、当該CIRRに、OECD公的輸出信用アレンジメントに基づくOECDバイヤープレミアムが付加されます。外貨貸付については、融資相談窓口にお問い合わせください。
（注9）資源分野（輸入・投資）の海外向け貸付は7割上限です。
※ OECD公的輸出信用アレンジメントに基づく利率については、こちらをご参照ください ▶ <https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/cirr.html>

融資期間

融資期間はプロジェクトのキャッシュ・フロー等を参考にしながら、個別に決定させていただきます。

担保・保証

担保・保証等については、ご相談の上、決定させていただきます。

本書の表記および内訳の国・地域は以下のとおりです。

(2025年7月1日現在)

地域名等		当該地域に含まれる国等
アジア	東アジア	韓国、中国、モンゴル、北朝鮮、台湾、香港、マカオ
	東南アジア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス
	南アジア	アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ
	中央アジア・コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン
大洋州		オーストラリア（豪州）、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、バプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、北マリアナ諸島、仏領ニューカレドニア
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	アルバニア、ウクライナ、エストニア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア
	西ヨーロッパ	アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、イギリス（英国）、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン市国、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ガーンジー、ジャージー
中東		アラブ首長国連邦、イエメン、イラク、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、西岸・ガザ（パレスチナ自治区）
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、リビア
	サハラ以南	アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニアビサウ、ギニア、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト
北米		アメリカ（米国）、カナダ
中南米		アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バミューダ島、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ・ボリバル、ペリース、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、英領バージン諸島、キュラサオ島、ケイマン諸島、プエルトリコ、米領バージン諸島
	国際機関等	アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、東アフリカ開発銀行（EADB）、東・南アフリカ貿易開発銀行（TDB）、アフリカ輸出入銀行（Afreximbank）、アンデス開発公社（CAF）、イスラム開発銀行（IsDB）、欧州投資銀行（EIB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、カリブ開発銀行（CDB）、経済協力開発機構（OECD）、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、多国間投資保証機関（MIGA）、国際開発協会（IDA）、中米経済統合銀行（BCIE）、米州開発銀行（IDB）、黒海貿易開発銀行（BSTDB）等
その他		日本の民間金融機関向けツリー・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件 等

02

FINANCIAL STATEMENTS

財務状況

1	財務諸表	018
1.1	連結財務諸表等	018
	連結貸借対照表	018
	連結損益計算書	019
	連結包括利益計算書	019
	連結株主資本等変動計算書	020
	連結キャッシュ・フロー計算書	021
	注記事項	022
	連結附属明細表	050
2	財務諸表等	051
	貸借対照表	051
	損益計算書	052
	株主資本等変動計算書	053
	注記事項	054
	附属明細表	058
(参考)	勘定別財務諸表	059
2	負債および純資産の部の構成	063
3	資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	065
4	営業経費の内訳	066
5	余資運用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高	067
6	オフバランス取引情報	068
7	総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価	069
8	従業員一人当たりの貸出金残高	069
9	貸出金業種別内訳残高	070
10	貸出金償却額	070
11	外貨建資産（出融資）残高	071
12	事務経費率	072
13	貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表	073
14	資産内容に関する情報	074
(参考)	国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表	076

1

財務諸表

経理の状況

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号) に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」(平成24年財務省令第15号) に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」(平成24年財務省令第15号) に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2024年4月1日　至2025年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2024年4月1日　至2025年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

1.連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

≫ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	2,565,369	2,762,447	借入金	9,193,988	8,720,489
有価証券	^{※1} 340,203	^{※1} 318,317	社債	^{※4} 6,636,856	^{※4} 6,119,651
貸出金	^{※2,※3} 16,423,476	^{※2,※3} 15,414,487	その他負債	1,313,353	1,048,118
その他資産	^{※2} 1,297,682	^{※2} 1,101,662	金融派生商品	1,032,900	836,580
金融派生商品	38,107	27,317	金融商品等受入担保金	37,350	26,660
金融商品等差入担保金	1,033,820	896,220	その他の負債	243,102	184,878
その他の資産	225,755	178,125	賞与引当金	660	649
有形固定資産	^{※5} 32,796	^{※5} 34,834	役員賞与引当金	10	10
建物	5,616	8,076	退職給付に係る負債	4,631	4,476
土地	24,311	24,313	役員退職慰労引当金	52	51
建設仮勘定	1,114	72	支払承諾	1,522,529	1,325,383
その他の有形固定資産	1,753	2,372	負債の部合計	18,672,083	17,218,831
無形固定資産	11,462	8,949	(純資産の部)		
ソフトウェア	11,462	8,949	資本金	2,211,800	2,332,800
退職給付に係る資産	—	418	利益剰余金	1,108,607	1,163,445
支払承諾見返	^{※2} 1,522,529	^{※2} 1,325,383	株主資本合計	3,320,407	3,496,245
貸倒引当金	△536,412	△501,749	その他有価証券評価差額金	41,226	28,329
			繰延ヘッジ損益	△382,907	△298,579
			為替換算調整勘定	6,040	524
			その他の包括利益累計額合計	△335,640	△269,725
			非支配株主持分	258	19,402
			純資産の部合計	2,985,025	3,245,922
資産の部合計	21,657,108	20,464,753	負債及び純資産の部合計	21,657,108	20,464,753

※についてはP.25をご参照ください。

≫ 連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日　至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)
経常収益	1,133,061	1,028,875
資金運用収益	1,022,058	984,272
貸出金利息	972,232	917,774
有価証券利息配当金	7,703	10,195
預け金利息	42,088	54,253
その他の受入利息	34	2,048
役務取引等収益	29,625	21,150
その他業務収益	53,663	796
外国為替売買益	53,484	—
その他の業務収益	178	796
その他経常収益	27,714	22,655
償却債権取立益	11,591	12,646
その他の経常収益	^{※1} 16,122	^{※1} 10,009
経常費用	1,069,795	946,191
資金調達費用	902,748	867,154
借入金利息	362,856	337,833
社債利息	175,095	182,191
金利スワップ支払利息	360,427	343,513
その他の支払利息	4,369	3,615
役務取引等費用	4,319	4,522
その他業務費用	1,991	4,293
外国為替売買損	—	2,622
その他の業務費用	1,991	1,671
営業経費	25,925	29,870
その他経常費用	134,811	40,350
貸倒引当金繰入額	125,886	20,524
その他の経常費用	^{※2} 8,924	^{※2} 19,826
経常利益	63,265	82,683
特別利益	5	2,575
固定資産処分益	5	15
段階取得に係る差益	—	2,558
負ののれん発生益	—	1
特別損失	899	—
減損損失	899	—
税金等調整前当期純利益	62,371	85,259
法人税、住民税及び事業税	54	217
法人税等合計	54	217
当期純利益	62,316	85,042
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△25	△1,264
親会社株主に帰属する当期純利益	62,342	86,306

※についてはP.25をご参照ください。

≫ 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日　至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)
当期純利益	62,316	85,042
その他の包括利益	^{※1} △49,741	^{※1} 66,394
その他有価証券評価差額金	15,926	△12,897
繰延ヘッジ損益	△59,784	84,327
為替換算調整勘定	△3,309	1,000
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,573	△6,035
包括利益	12,575	151,436
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12,601	152,221
非支配株主に係る包括利益	△25	△784

※についてはP.26をご参照ください。

>> 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
 (単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,108,800	1,126,210	3,235,010
当期変動額			
新株の発行	103,000		103,000
国庫納付		△79,945	△79,945
親会社株主に帰属する当期純利益		62,342	62,342
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	103,000	△17,602	85,397
当期末残高	2,211,800	1,108,607	3,320,407

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	25,300	△323,123	11,923	△285,899	283	2,949,394
当期変動額						
新株の発行						103,000
国庫納付						△79,945
親会社株主に帰属する当期純利益						62,342
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,926	△59,784	△5,883	△49,741	△25	△49,766
当期変動額合計	15,926	△59,784	△5,883	△49,741	△25	35,630
当期末残高	41,226	△382,907	6,040	△335,640	258	2,985,025

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
 (単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,211,800	—	1,108,607	3,320,407
当期変動額				
新株の発行	121,000			121,000
国庫納付			△31,467	△31,467
親会社株主に帰属する当期純利益			86,306	86,306
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動				—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1		△1
利益剰余金から資本剰余金への振替		1	△1	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	121,000	—	54,838	175,838
当期末残高	2,332,800	—	1,163,445	3,496,245

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	41,226	△382,907	6,040	△335,640	258	2,985,025
当期変動額						
新株の発行						121,000
国庫納付						△31,467
親会社株主に帰属する当期純利益						86,306
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動			△1,912	△1,912	18,442	16,530
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△2	△2	59	56
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,897	84,327	△3,600	67,830	641	68,471
当期変動額合計	△12,897	84,327	△5,515	65,914	19,144	260,897
当期末残高	28,329	△298,579	524	△269,725	19,402	3,245,922

>> 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	62,371	85,259
減価償却費	3,637	4,359
減損損失	899	—
負ののれん発生益	—	△1
段階取得に係る差損益（△は益）	—	△2,558
持分法による投資損益（△は益）	95	△16
貸倒引当金の増減（△）	125,886	△34,663
賞与引当金の増減額（△は減少）	46	△11
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	0	0
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	—	△418
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△1,059	△154
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	14	△0
資金運用収益	△1,022,058	△984,272
資金調達費用	902,748	867,154
有価証券関係損益（△）	△7,323	8,707
為替差損益（△は益）	△9,716	△8,573
固定資産処分損益（△は益）	△5	△15
金融派生商品（資産）の純増（△） 減	△6,819	10,790
金融派生商品（負債）の純増減（△）	313,535	△196,320
貸出金の純増（△） 減	△835,687	1,008,988
借入金の純増減（△）	680,311	△473,499
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△） 減	△630,920	△219,565
金融商品等差入担保金の純増（△） 減	△382,710	137,600
金融商品等受入担保金の純増減（△）	6,490	△10,690
普通社債発行及び償還による増減（△）	441,961	△520,488
資金運用による収入	983,227	1,033,428
資金調達による支出	△855,782	△898,884
その他	△75,917	61,438
小計	△306,772	△132,406
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	2	△119
営業活動によるキャッシュ・フロー	△306,770	△132,526
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△22,953	△28,682
有価証券の売却による収入	57,021	51,069
有形固定資産の取得による支出	△3,090	△3,240
有形固定資産の売却による収入	8	19
無形固定資産の取得による支出	△6,502	△644
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	**△146
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,483	18,374
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	103,000	121,000
国庫納付による支出額	△79,945	△31,467
非支配株主からの払込みによる収入	—	1,432
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	—	64
その他	△1	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,053	91,027
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△259,23	△23,124
現金及び現金同等物の期首残高	1,205,858	946,624
現金及び現金同等物の期末残高	**1 946,624	**1 923,500

※についてはP.27をご参照ください。

>> 注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社
 8社
 主要な会社名
 株式会社JBIC IG Partners
 Russia-Japan Investment Fund, L.P. JB Nordic Fund I SCSp
 NordicNinja Fund II SCSp
- (連結の範囲の変更)
 持分法適用の関連会社でありましたJB Nordic Fund I SCSp及び持分法非適用の関連会社でありました NordicNinja Fund II SCSp他4社は、関連会社からの異動により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
- (2) 非連結子会社
 該当ありません。
- (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称等
 会社名
 RJIF GP2 Limited
 (子会社としなかった理由)
 RJIF GP2 Limitedは、当行が当行連結子会社である株式会社JBIC IG Partnersを通じて議決権の過半数を所有しておりますが、重要な財務及び営業の方針の決定について、合併先企業の同意が必要であることから、子会社としておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
 該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
 2社
 会社名
 IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.
 IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.
 (持分法適用の範囲の変更)
 JB Nordic Fund I SCSpは、子会社への異動により関連会社でなくなったため、当連結会計年度から持分法適用の範囲から除いております。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
 該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連会社
 主要な会社名
 Credit Guarantee and Investment Facility
 RJIF GP2 Limited
 持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないこと等のため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- 連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。
 連結子会社の決算日は次のとおりであります。
 12月末日
 6社
 3月末日
 1社
 9月末日
 1社
- 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。一部の在外連結子会社が保有する有価証券（関連会社株式を含む。）は、国際財務報告基準に基づき、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されています。当行の連結財務諸表上、当該有価証券は売買目的有価証券に分類し、時価法により評価しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。
 また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネットティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を連結貸借対照表に計上しております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 ① 有形固定資産
 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
 なお、耐用年数は次のとおりであります。
 建物
 3年～50年
 その他
 2年～75年
 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- ② 無形固定資産
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。
- (4) 貸倒引当金の計上基準
 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。
 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当連結会計年度末は、その金額はありません（前連結会計年度末も、その金額はありません）。
- (5) 賞与引当金の計上基準
 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (6) 役員賞与引当金の計上基準
 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 退職給付に係る会計処理の方法
 ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。
- (9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- (10) 重要なヘッジ会計の方法
 (イ) 金利リスク・ヘッジ
 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。
 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日（以下「業種別委員会実務指針第25号」という。））に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (11) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があるものは、次のとおりです。

- ・貸倒引当金
 - (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	536,412百万円	501,749百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ① 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。このため、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクとして、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

貸倒引当金は、当行があらかじめ定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定や、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り等が含まれております。

（注）当行の与信に伴う信用リスクの詳細については、連結財務諸表「注記事項（金融商品関係）1. 金融商品の状況に関する事項（2）金融商品の内容及びそのリスクイ 信用リスク」の記載をご参照ください。

- ② 主要な仮定
主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通し及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローであります。
上記の仮定は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否等によって影響を受けるため、当行の見積り及び判断は、経済環境の変化や新しい情報が利用可能となることにより随時評価し、変更しております。
そのため、主要な仮定に関する見積り及び判断は、貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢に関し、各国政府等はロシアへの経済制裁等の各種措置を講じておりますが、当連結会計年度においては、ロシア関連の与信先について、債務者区分判定の過程で当該措置が与信先の事業や債務履行に与える影響を精査し、個別に信用リスクへの影響を評価することを通じて、ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢の影響を貸倒引当金に反映しております。今後、経済制裁等の措置の対象拡大や長期化等によって与信先の債務者区分に直接・間接的に影響が生じる可能性があります。

上記事象の今後の見通しには不確実性があるため、ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢の趨勢により、翌連結会計年度末の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、当連結会計年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りではありますが、ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢以外にも見積りの不確実性が高く、見積り時点の想定以上に債務者の業績や財務内容等が変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

- (1) 概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「リースに関する会計基準」及び「リースに関する会計基準の適用指針」が開発され、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いが定められました。
- (2) 適用予定日
2028年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日）
- (1) 概要

上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として、「金融商品会計に関する実務指針」が改訂され、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができる等の取扱いが定められました。

- (2) 適用予定日
2027年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

（連結貸借対照表関係）

- ※1. 非連結子会社及び関連会社の株式等又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
株式等 出資金	24,702百万円 65,743百万円	18,408百万円 42,137百万円

- ※2. 株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	—
危険債権額	342,460百万円	334,189百万円
3月以上延滞債権額	123,852百万円	123,001百万円
貸出条件緩和債権額	177,995百万円	68,314百万円
合計額	644,308百万円	525,505百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※3. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。連結貸借対照表に計上している貸出金には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸付未実行残高	3,096,208百万円	2,556,199百万円

- ※4. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
社債	6,636,856百万円	6,119,651百万円

- ※5. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	5,076百万円	4,805百万円

6. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
連帯債務	60,000百万円	60,000百万円

（連結損益計算書関係）

- ※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式等売却益	3,150百万円	4,812百万円
組合出資に係る持分損益	12,749百万円	4,943百万円
持分法による投資損益	—	16百万円

- ※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式等売却損	8,576百万円	4,358百万円
株式等償却	—	14,098百万円
持分法による投資損益	95百万円	—

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	22,862	△5,394
組替調整額	△6,936	△7,503
法人税等及び税効果調整前	15,926	△12,897
法人税等及び税効果額	－	－
その他有価証券評価差額金	15,926	△12,897
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△422,764	△256,336
組替調整額	362,980	340,663
法人税等及び税効果調整前	△59,784	84,327
法人税等及び税効果額	－	－
繰延ヘッジ損益	△59,784	84,327
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△3,309	1,000
組替調整額	－	－
法人税等及び税効果調整前	△3,309	1,000
法人税等及び税効果額	－	－
為替換算調整勘定	△3,309	1,000
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	2,871	1,248
組替調整額	△5,445	△7,284
法人税等及び税効果調整前	△2,573	△6,035
法人税等及び税効果額	－	－
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,573	△6,035
その他の包括利益合計	△49,741	66,394

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,958,800,000	103,000,000	－	2,061,800,000	(注)
種類株式	－	－	－	－	
合 計	1,958,800,000	103,000,000	－	2,061,800,000	(注)
自己株式					
普通株式	－	－	－	－	
種類株式	－	－	－	－	
合 計	－	－	－	－	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。
新株の発行による増加 103,000,000千株

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,061,800,000	121,000,000	－	2,182,800,000	(注)
種類株式	－	－	－	－	
合 計	2,061,800,000	121,000,000	－	2,182,800,000	(注)
自己株式					
普通株式	－	－	－	－	
種類株式	－	－	－	－	
合 計	－	－	－	－	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。
新株の発行による増加 121,000,000千株

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金預け金勘定	2,565,369百万円	2,762,447百万円
定期性預け金等	△1,618,744百万円	△1,838,947百万円
現金及び現金同等物	946,624百万円	923,500百万円

※ 2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の取得により新たに持分法非適用の関連会社でありましたJB Nordic General Partner S.à r.l. (以下「JB Nordic GP」という。)他1社を連結子会社としました。加えて、JB Nordic GPが全業務執行権限を有する持分法適用の関連会社でありましたJB NordicFund I SCSpが連結子会社となりました。

また、株式の取得により新たに持分法非適用の関連会社でありましたNordicNinja Fund II General Partner S.à r.l. (以下「Nordic Ninja Fund II GP」という。)他1社を連結子会社としました。加えて、NordicNinja Fund II GPが全業務執行権限を有する持分法非適用の関連会社でありましたNordicNinja Fund II SCSpが連結子会社となりました。

これらを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出との関係は次のとおりであります。

	金額
資産合計	31,005百万円
うち有価証券	27,619百万円
負債合計	△13百万円
うちその他負債	△13百万円
非支配株主持分	△18,442百万円
負ののれん発生益	△1百万円
株式の取得価額	12,547百万円
支配獲得時までの取得価額	△11,221百万円
支配獲得時までの持分法評価額	1,379百万円
段階取得に係る差益	△2,558百万円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	－
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	146百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会 計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法に基づき、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

また、一部の在外連結子会社では、投資等を主要な業務として行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であります。また、一部の在外連結子会社では、価格変動を伴う有価証券を保有しております。

当行が保有する金融資産及び金融負債について、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生む

キャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランスを含む。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難にな る又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門(営業推進部門)及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関して

は、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク)を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な 枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議(パリクラブ)の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国际的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaRによる市場リスク量計測等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

α 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リ

スク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務
外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスク・ヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量(VaR)等を計測しており、当連結会計年度の市場リスク量(VaR)の状況は、以下のとおりとなっております。

a 市場リスク量(VaR)の状況(当連結会計年度末)
1,957億円

b 市場リスク量(VaR)の計測手法
ヒストリカル法(信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年)

c 市場リスク量(VaR)によるリスク管理
VaRとは、①過去の特定期間(「観測期間」)の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率(「信頼区間」)の下で、③一定期間(「保有期間」)経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・VaR値は、信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、計測値が必ずしも将来時点で実現するものではありません。
- ・VaR値は、特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金（一部の在外連結子会社が保有するものを除く。）は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、金融商品等差入担保金及び金融商品等受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日） （単位：百万円）			
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
売買目的有価証券	6,251	6,251	－
その他有価証券 ^(※1)	53,880	53,880	－
(2) 貸出金	16,423,476		
貸倒引当金 ^(※2)	△505,419		
	15,918,056	16,039,193	121,136
資産計	15,978,189	16,099,325	121,136
(1) 借入金	9,193,988	9,138,561	△55,427
(2) 社債	6,636,856	6,311,260	△325,596
負債計	15,830,845	15,449,821	△381,024
デリバティブ取引 ^(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの ^(※4)	(994,792)	(994,792)	－
デリバティブ取引計	(994,792)	(994,792)	－

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(※4) ヘッジ対象である貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

当連結会計年度（2025年3月31日） （単位：百万円）			
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
売買目的有価証券	33,821	33,821	－
その他有価証券 ^(※1)	68,744	68,744	－
(2) 貸出金	15,414,487		
貸倒引当金 ^(※2)	△470,731		
	14,943,755	15,054,900	111,145
資産計	15,046,322	15,157,467	111,145
(1) 借入金	8,720,489	8,608,368	△112,121
(2) 社債	6,119,651	5,953,944	△165,706
負債計	14,840,140	14,562,312	△277,828
デリバティブ取引 ^(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(809,263)	(809,263)	－
デリバティブ取引計	(809,263)	(809,263)	－

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金（一部の在外連結子会社が保有するものを除く。）の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（1）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）		
区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
①非上場株式等（非連結子会社・関連会社） ^(※1)	24,099	17,908
②非上場株式等（非連結子会社・関連会社以外） ^{(※1)(※2)}	85,931	60,320
③組合出資金（非連結子会社・関連会社） ^(※3)	65,743	42,137
④組合出資金（非連結子会社・関連会社以外） ^(※3)	104,296	95,384
合計	280,071	215,751

(※1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針 第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式等（非連結子会社・関連会社以外）について減損処理は行っておりません。
当連結会計年度において、非上場株式等（非連結子会社・関連会社以外）について 14,098 百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日） （単位：百万円）						
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
その他有価証券	－	200	30,900	3,200	9,600	9,300
貸出金 ^(※1)	2,128,755	4,468,732	3,328,272	2,734,366	1,898,720	1,534,152
合計	2,128,755	4,468,932	3,359,172	2,737,566	1,908,320	1,543,452

(※1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない330,476百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2025年3月31日） （単位：百万円）						
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
その他有価証券	－	3,700	32,700	7,100	9,400	9,300
貸出金 ^(※1)	2,420,073	3,718,363	3,428,218	2,148,832	1,774,355	1,590,455
合計	2,420,073	3,722,063	3,460,918	2,155,932	1,783,755	1,599,755

(※1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない334,189百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年3月31日） （単位：百万円）						
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	423,380	569,666	6,398,941	826,300	751,500	224,200
社債	984,165	2,838,608	1,677,340	693,175	454,230	－
合 計	1,407,545	3,408,274	8,076,281	1,519,475	1,205,730	224,200

当連結会計年度（2025年3月31日） （単位：百万円）						
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	180,026	4,749,720	2,291,442	523,600	795,200	180,500
社債	1,589,960	2,311,291	1,174,417	903,400	149,520	－
合 計	1,769,986	7,061,011	3,465,859	1,427,000	944,720	180,500

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日） （単位：百万円）				
区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
売買目的有価証券				
株式等	－	－	6,251	6,251
其他有価証券 ^(※1)				
円建外債	－	51,476	－	51,476
資産計	－	51,476	6,251	57,728
デリバティブ取引 ^(※2)				
金利関連	－	(381,153)	－	(381,153)
通貨関連	－	(613,639)	－	(613,639)
デリバティブ取引計	－	(994,792)	－	(994,792)

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,404百万円であります。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表 （単位：百万円）						
期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入・売却及び 償還の純額	投資信託の 基準価額を 時価とみなす こととした額	投資信託の 基準価額を 時価とみなさない こととした額	期末残高
	損益に計上	その他の包括 利益に計上 ^(※1)				
－	－	35	2,368	－	－	2,404

(※1) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳 （単位：百万円）	
解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には投資管理会社の承諾を要するもの	2,404

当連結会計年度（2025年3月31日） （単位：百万円）				
区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
売買目的有価証券				
株式等	－	－	33,821	33,821
其他有価証券 ^(※1)				
円建外債	－	59,469	－	59,469
資産計	－	59,469	33,821	93,291
デリバティブ取引 ^(※2)				
金利関連	－	(200,752)	－	(200,752)
通貨関連	－	(608,510)	－	(608,510)
デリバティブ取引計	－	(809,263)	－	(809,263)

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,275百万円であります。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

- ① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入・売却及び 償還の純額	投資信託の 基準価額を 時価とみなす こととした額	投資信託の 基準価額を 時価とみなさない こととした額	期末残高	当期の損益に 計上した額のうち 連結貸借対照表日 において保有する 投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括 利益に計上 ^(※1)					
2,404	－	△1,341	8,213	－	－	9,275	－

(※1) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳 （単位：百万円）	
解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には投資管理会社の承諾を要するもの	9,275

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日） （単位：百万円）				
区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
貸出金	－	－	16,039,193	16,039,193
資産計	－	－	16,039,193	16,039,193
借入金		9,138,561	－	9,138,561
社債	－	6,311,260	－	6,311,260
負債計	－	15,449,821	－	15,449,821

当連結会計年度（2025年3月31日） （単位：百万円）				
区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
貸出金	－	－	15,054,900	15,054,900
資産計	－	－	15,054,900	15,054,900
借入金	－	8,608,368	－	8,608,368
社債	－	5,953,944	－	5,953,944
負債計	－	14,562,312	－	14,562,312

- (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合や、公表された相場価格は存在しないが公社債売買参考統計値が入手できる場合にはレベル2の時価に分類しております。主に円建外債、上場株式がこれに含まれます。なお、円建外債の一部については情報ベンダー等から入手した価格を時価としており、観察できないインプットを用いていない時価の評価モデルによる検証結果を踏まえ、当該時価もレベル2の時価に分類しております。

公表された相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法等の評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率である加重平均資本コスト等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に株式等がこれに含まれます。なお、株式等の一部については過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を算定しており、当該時価もレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用リスク等を反映させた元利金の合計額をリスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であると考えられることから、当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットを用いていないことから、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行の発行する社債のうち、財投機関債については公社債売買参考統計値の価格を時価としており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。また、政府保証外債については情報ベンダー等から入手した価格を時価としており、観察できないインプットを用いていない時価の評価モデルによる検証結果を踏まえ、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

当行の保有するデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等を利用して時価を算定しております。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、クレジットスプレッド等であります。観察できないインプットを用いていないことからレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パニア型の金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2024年3月31日）

区 分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 売買目的有価証券 株式等	現在価値技法	割引率	4.3%-24.4%	15.3%

当連結会計年度（2025年3月31日）

区 分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 売買目的有価証券 株式等	現在価値技法	割引率	4.3%-20.0%	12.5%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替 (※3)	レベル3の 時価からの 振替 (※4)	期末残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の 評価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益に 計上 (※2)					
有価証券 売買目的有価証券 株式等	17,939	△8,576	△3,111	—	—	—	6,251	△8,576

(※1) 連結損益計算書の「その他の経常費用」に含まれております。
(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「為替換算調整勘定」に含まれております。
(※3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当連結会計年度は発生していません。
(※4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当連結会計年度は発生していません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額 (※3)	レベル3の 時価への 振替 (※4)	レベル3の 時価からの 振替 (※5)	期末残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の 評価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益に 計上 (※2)					
有価証券 売買目的有価証券 株式等	6,251	△4,396	1,951	30,015	—	—	33,821	△2,970

(※1) 連結損益計算書の「その他の経常費用」に含まれております。
(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「為替換算調整勘定」に含まれております。
(※3) 当連結会計年度から連結の範囲に含めているJB Nordic Fund I SCSp及びNordicNinja Fund II SCSpが保有する株式等による変動額を含めて記載しております。
(※4) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当連結会計年度は発生していません。
(※5) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当連結会計年度は発生していません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価については、独立した部門等において、時価の算定に用いられた評価技法の適切性及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経営者に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

株式等の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは割引率であり、割引率は主に加重平均資本コストを採用しております。一般的に、割引率の著しい増加（減少）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
※2. 「子会社株式及び関連会社株式等」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	△8,576	△4,365

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2024年3月31日） 該当事項はありません。
当連結会計年度（2025年3月31日） 該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度（2024年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	2,404	2,368	35
	小計	2,404	2,368	35
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	51,476	53,200	△1,723
	小計	51,476	53,200	△1,723
合計		53,880	55,568	△1,688

当連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	95,404	99,442	△4,037
	小計	95,404	99,442	△4,037
合計		95,404	99,442	△4,037

4. 当期会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 該当事項はありません。
当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	－	－	－
債券	－	－	－
国債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	18,917	3,150	－
合計	18,917	3,150	－

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	－	－	－
債券	－	－	－
国債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	16,762	4,818	－
合計	16,762	4,818	－

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 該当事項はありません。
当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 該当事項はありません。
当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2024年3月31日） 該当事項はありません。
当連結会計年度（2025年3月31日） 該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2024年3月31日） 該当事項はありません。
当連結会計年度（2025年3月31日） 該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2024年3月31日） 該当事項はありません。
当連結会計年度（2025年3月31日） 該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	41,226
その他有価証券 ^(*)	41,226
その他の金銭の信託	－
(+) 繰延税金資産(又は(△) 繰延税金負債)	－
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	41,226
(△) 非支配株主持分相当額	－
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	－
その他有価証券評価差額金	41,226

(*) 外貨建の市場価格のない株式等及び組合出資金に係る為替換算差額等については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	28,329
その他有価証券 ^(*)	28,329
その他の金銭の信託	－
(+) 繰延税金資産(又は(△) 繰延税金負債)	－
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	28,329
(△) 非支配株主持分相当額	－
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	－
その他有価証券評価差額金	28,329

(*) 外貨建の市場価格のない株式等及び組合出資金に係る為替換算差額等については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	貸出金 社債			
	受取固定・支払変動		6,402,658	5,418,493	△410,412
	受取変動・支払固定		563,873	548,665	29,259
合計		－	－	－	△381,153

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	貸出金 社債			
	受取固定・支払変動		5,885,468	4,295,508	△215,360
	受取変動・支払固定		486,483	477,086	14,607
合計		－	－	－	△200,752

- (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	貸出金	5,076,131	4,799,311	△613,628
	為替予約	貸出金等			
	売建		22,983	－	△11
	買建		－	－	－
合計		－	－	－	△613,639

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	貸出金	5,126,226	4,740,454	△608,531
	為替予約	貸出金等			
	売建		8,793	－	21
	買建		－	－	－
合計		－	－	－	△608,510

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

- (3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、2014年10月1日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度（2014年10月1日に厚生年金基金制度から移行）及び退職一時金 制度を設けております。

当行の企業年金制度は複数事業主制度ですが、自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、2014年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	10,564	9,976
勤務費用	439	420
利息費用	72	99
数理計算上の差異の発生額	△334	△479
退職給付の支払額	△765	△712
退職給付債務の期末残高	9,976	9,304

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	4,873	5,345
期待運用収益	97	106
数理計算上の差異の発生額	458	△126
事業主からの拠出額	138	144
退職給付の支払額	△223	△223
年金資産の期末残高	5,345	5,246

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	5,429	4,828
年金資産	△5,345	△5,246
	83	△418
非積立型制度の退職給付債務	4,547	4,476
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,631	4,057
退職給付に係る負債	4,631	4,476
退職給付に係る資産	－	△418
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,631	4,057

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	439	420
利息費用	72	99
期待運用収益	△97	△106
数理計算上の差異の費用処理額	△792	△353
確定給付制度に係る退職給付費用	△377	60

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
債券	62%	61%
株式	27%	28%
生命保険会社一般勘定	10%	11%
現金及び預金	0%	0%
その他	1%	0%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	1.00%	1.72%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	4.05%	4.04%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度28百万円、当連結会計年度30百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
繰延税金資産		
未収収益の非計上	106百万円	165百万円
貸倒損失否認	1百万円	2百万円
その他有価証券評価差額金	－	0百万円
その他	3百万円	9百万円
繰延税金資産小計	111百万円	176百万円
評価性引当額	△108百万円	△167百万円
繰延税金資産合計	3百万円	9百万円

なお、繰延税金資産は連結貸借対照表上、「その他資産」に、法人税等調整額は連結損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当行は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がなく、連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異は無いことから、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当行連結子会社である株式会社JBIC IG Partners (以下「JBIC IG Partners」という。)が当行グループの関連会社であったJB Nordic General Partner S.à r.l. (以下「JB Nordic GP」という。)の普通株式を2024年6月18日に追加取得しました。この結果、JB Nordic GPに対する議決権比率は99.99%に達したことから、同日付けでJB Nordic GPを連結子会社としました。加えて、JB Nordic GPが全業務執行権限を有する当行グループの関連会社であったJB NordicFund I SCSpが同日付けで連結子会社となりました。

また、当行連結子会社であるJBIC IG Partnersが当行グループの関連会社であったNordicNinja Fund II General Partner S.à r.l. (以下「NordicNinja Fund II GP」という。)の普通株式を2024年8月2日に追加取得しました。この結果、NordicNinja Fund II GPに対する議決権比率は100%に達したことから、同日付けでNordicNinja Fund II GPを連結子会社としました。加えて、NordicNinja Fund II GPが全業務執行権限を有する当行グループの関連会社であった NordicNinja Fund II SCSpが同日付けで連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称
JB Nordic GP 及びJB Nordic Fund I SCSp
NordicNinja Fund II GP 及びNordicNinja Fund II SCSp
事業の内容 投資業
- (2) 企業結合を行った主な理由
当行連結子会社である株式会社JBIC IG Partnersは、北欧・バルト地域のスタートアップ向け投資を実行するベンチャーキャピタルファンド「JB Nordic Fund I SCSp」、及び北部ヨーロッパ地域の「サステナビリティ×デジタル」分野のスタートアップ投資に特化したベンチャーキャピタルファンド「NordicNinja Fund II SCSp」を設立しています。両ベンチャーキャピタルファンドのGeneral Partner (無限責任組合員)であるJB Nordic GP及びNordicNinja Fund II GPの株式を追加取得することにより、当該投資業の更なる強化を図ってまいります。
- (3) 企業結合日
JB Nordic GP 及びJB Nordic Fund I SCSp 2024年6月18日 (みなし取得日 2024年4月1日)
NordicNinja Fund II GP 及びNordicNinja Fund II SCSp 2024年8月2日 (みなし取得日 2024年9月30日)
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とするJB Nordic GP 及びNordicNinja Fund II GPの株式取得
- (5) 結合後企業の名称
変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率

JB Nordic GP	
直前に所有していた議決権比率	50%
企業結合日に追加取得した議決権比率	49.99%
取得後の議決権比率	99.99%
NordicNinja Fund II GP	
直前に所有していた議決権比率	50%
企業結合日に追加取得した議決権比率	50%
取得後の議決権比率	100%

- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
JBIC IG Partnersが現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

JB Nordic GP 及び JB Nordic Fund I SCSp
2024年1月1日から2024年12月31日まで
NordicNinja Fund II GP 及び NordicNinja Fund II SCSp
2024年7月1日から2024年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

JB Nordic GP	
企業結合前に保有していた普通株式の企業結合日における時価	959百万円
追加取得した普通株式の対価 現金	110百万円
取得原価	1,069百万円
JB Nordic Fund I SCSp	
企業結合前に保有していた出資金の企業結合日における時価	8,959百万円
取得原価	8,959百万円
NordicNinja Fund II GP	
企業結合前に保有していた普通株式の企業結合日における時価	25百万円
追加取得した普通株式の対価 現金	0百万円
取得原価	26百万円
NordicNinja Fund II SCSp	
企業結合前に保有していた出資金の企業結合日における時価	2,887百万円
取得原価	2,887百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

JB Nordic GP 及び JB Nordic Fund I SCSp	
段階取得に係る差益	2,368百万円
NordicNinja Fund II GP 及び NordicNinja Fund II SCSp	
段階取得に係る差益	190百万円

5. 企業結合日に受け入れた主要な資産及び引き受けた主要な負債の額並びにその内訳

JB Nordic Fund I SCSp			
(1) 資産の額			
資産合計	24,328百万円	うち有価証券	23,506百万円
(2) 負債の額			
負債合計	7百万円	うちその他負債	7百万円
NordicNinja Fund II SCSp			
(1) 資産の額			
資産合計	6,607百万円	うち有価証券	4,113百万円
(2) 負債の額			
負債合計	5百万円	うちその他負債	5百万円

6. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額	
JB Nordic GP 及び JB Nordic Fund I SCSp	1百万円
NordicNinja Fund II GP 及び NordicNinja Fund II SCSp	該当ありません
(2) 発生原因	
企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しています。	

(共通支配下の取引等)

当行連結子会社である株式会社JBIC IG Partners (以下「JBIC IG Partners」という。)が当行グループの連結子会社であるJB Nordic General Partner S.à r.l. (以下「JB Nordic GP」という。)の普通株式を2024年12月16日に一部売却しました。

また、当行連結子会社であるJBIC IG Partnersが当行グループの連結子会社であるNordicNinja Fund II General Partner S.à r.l. (以下「NordicNinja Fund II GP」という。)の普通株式を2024年12月16日に一部売却しました。

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称
JB Nordic GP
NordicNinja Fund II GP
事業の内容 投資業
- (2) 企業結合日

2024年12月16日 (みなし売却日 2024年10月1日)
- (3) 企業結合の法的形式

現金を対価とするJB Nordic GP及びNordicNinja Fund II GPの株式の一部売却
- (4) 結合後企業の名称

変更ありません。
- (5) その他取引の概要に関する事項

一部売却したJB Nordic GPの株式の議決権比率は24.99%であり、売却後の議決権比率は75%であります。また、一部売却したNordicNinja Fund II GPの株式の議決権比率は25%であり、売却後の議決権比率は75%であります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 非支配株主との取引に係る当行グループの持分変動に関する事項

- (1) 資本剰余金の主な変動要因

連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の一部売却
- (2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

1百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	1,133,061	1,028,875
うち役務取引等収益	29,625	21,150
融資等業務	29,384	20,485
出資等業務	240	664

- (注) 1. 上表の収益は、「一般業務」及び「特別業務」から発生しております。
2. 上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、「日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「日本の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処」の4つの分野について金融業務を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とした業務を行っており、その目的を達成するため、株式会社国際協力銀行法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、特別業務以外の業務（「一般業務」）及び「特別業務」の2つを報告セグメントとしております。

「一般業務」は、連結財務諸表提出会社の特別業務以外の業務を行っております。また、一般業務における出資に係る連結子会社の業務を含めております。

「特別業務」は、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位：百万円)

	一般業務	特別業務	報告セグメント 小計	調整額	連結財務諸表 計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,131,310	1,796	1,133,107	△45	1,133,061
(2) セグメント間の内部経常収益	55	－	55	△55	－
計	1,131,366	1,796	1,133,162	△100	1,133,061
セグメント利益	62,139	203	62,342	－	62,342
セグメント資産	21,320,106	337,035	21,657,142	△34	21,657,108
セグメント負債	18,665,506	6,611	18,672,117	△34	18,672,083
その他の項目					
減価償却費	3,637	－	3,637	－	3,637
資金運用収益	1,020,410	1,648	1,022,058	－	1,022,058
資金調達費用	901,853	895	902,748	－	902,748
持分法投資損失	95	－	95	－	95
特別利益	5	－	5	－	5
(固定資産処分益)	5	－	5	－	5
特別損失	899	－	899	－	899
(減損損失)	899	－	899	－	899
税金費用	54	－	54	－	54
持分法適用会社への投資額	27,167	－	27,167	－	27,167
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	9,596	－	9,596	－	9,596
貸倒引当金戻入益	－	45	45	△45	－
貸倒引当金繰入額	125,931	－	125,931	△45	125,886

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。
2. 調整額は、次のとおりであります。
- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△45百万円は、勘定科目の組替による調整であります。
- (2) その他の調整額は、セグメント間取引消去であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31 日）

（単位：百万円）

	一般業務	特別業務	報告セグメント 小計	調整額	連結財務諸表 計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,025,022	3,958	1,028,981	△106	1,028,875
(2) セグメント間の内部経常収益	67	－	67	△67	－
計	1,025,090	3,958	1,029,049	△174	1,028,875
セグメント利益	86,685	△379	86,306	－	86,306
セグメント資産	20,129,425	335,366	20,464,792	△38	20,464,753
セグメント負債	17,212,144	6,725	17,218,869	△38	17,218,831
その他の項目					
減価償却費	4,359	－	4,359	－	4,359
資金運用収益	983,148	1,124	984,272	－	984,272
資金調達費用	866,537	616	867,154	－	867,154
持分法投資利益	16	－	16	－	16
株式等償却	11,911	2,186	14,098	－	14,098
特別利益	2,575	－	2,575	－	2,575
(固定資産処分益)	15	－	15	－	15
(段階取得に係る差益)	2,558	－	2,558	－	2,558
(負ののれん発生益)	1	－	1	－	1
税金費用	217	－	217	－	217
持分法適用会社への投資額	2,073	－	2,073	－	2,073
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,889	－	3,889	－	3,889
貸倒引当金戻入益	－	106	106	△106	－
貸倒引当金繰入額	20,631	－	20,631	△106	20,524

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△106百万円は、勘定科目の組替による調整であります。

(2) その他の調整額は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31 日）

1. サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

（単位：百万円）

国内	米国	アジア・大洋州	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米 (除米国)	合計
371,979	117,337	292,847	251,914	98,982	1,133,061

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31 日）

1. サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

（単位：百万円）

国内	米国	アジア・大洋州	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米 (除米国)	合計
326,502	104,092	265,244	234,565	98,470	1,028,875

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

固定資産の減損損失額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

負ののれん発生益に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

- (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	取引残高 (百万円) (注4)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	－	政策金融 行政	被所有直接 100	資金の 借入等	増資の引受 (注1)	103,000	借入金	9,193,988
							資金の受入 (注2)	5,632,677		
							借入金の返済	5,728,455		
							借入金利息の支払 (注2)	362,856	未払費用	101,936
							社債への被保証 (注3)	6,616,856	－	－

（注）1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融資特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	取引残高 (百万円) (注4)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都千代田区	—	政策金融行政	被所有直接100	資金の借入等	増資の引受 (注1)	121,000	—	—
							資金の受入 (注2)	2,068,082	借入金	8,720,489
							借入金返済	2,484,485		
							借入金利息の支払 (注2)	337,833	未払費用	68,017
							社債への被保証 (注3)	6,089,651	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	取引残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	東京都千代田区	8,405,269	政府開発援助実施	なし	連帯債務関係	連帯債務	20,000 (注1、3)	—	—
	株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区	11,768,477	金融業	なし	連帯債務関係	連帯債務	60,000 (注2、3)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）附則第4条第1項の規定により独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	取引残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	東京都千代田区	8,486,599	政府開発援助実施	なし	連帯債務関係	連帯債務	20,000 (注1、3)	—	—
	株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区	11,768,625	金融業	なし	連帯債務関係	連帯債務	60,000 (注2、3)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）附則第4条第1項の規定により独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度において、重要な関連会社はIFC Capitalization（Subordinated Debt）Fund,L.P. 及びIFC Capitalization（Equity）Fund,L.P.であり、その合算要約財務情報は以下のとおりであります。

資産合計	23,584百万円
負債合計	88百万円
純資産合計	23,495百万円
投資収益	2,890百万円
税引前当期純利益金額	2,686百万円
当期純利益金額	2,686百万円

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度において、重要な関連会社はIFC Capitalization（Subordinated Debt）Fund,L.P. 及びIFC Capitalization（Equity）Fund,L.P.であり、その合算要約財務情報は以下のとおりであります。

資産合計	5,064百万円
負債合計	69百万円
純資産合計	4,994百万円
投資収益	609百万円
税引前当期純利益金額	△184百万円
当期純利益金額	△184百万円

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1円44銭	1円47銭
1株当たり当期純利益	0円03銭	0円04銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	62,342	86,306
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	62,342	86,306
普通株式の期中平均株式数	千株	1,960,488,524	2,063,789,041

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,985,025	3,245,922
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	258	19,402
（うち非支配株主持分）	百万円	258	19,402
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,984,767	3,226,520
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	2,061,800,000	2,182,800,000

>> 連結附属明細表

【社債明細表】 (単位：百万円)								
会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	株式会社 国際協力銀行第9、 10、12、13、15、17、 19、25、29、32、35、 37、38、40、41、44、 46～65 次政府保証外債	2014年 5月29日 ～ 2025年 1月27日	6,616,856 (41,236,059千米ドル) (249,935千ポンド) (1,994,072千ユーロ)	6,089,651 [1,569,729] (37,248,985千米ドル) [10,498,459千米ドル] (599,298千ポンド) (2,492,761千ユーロ)	0.375 ～ 4.875	一般 担保	2024年 4月15日 ～ 2034年 4月17日	
	国際協力銀行 第23回債券	2006年 3月14日	20,000	20,000 [20,000]	2.090	一般 担保	2025年 12月19日	
	株式会社国際協力銀行 第4回社債	2024年 5月28日	－	10,000	0.639	一般 担保	2029年 3月19日	※1
合計	－	－	6,636,856	6,119,651	－	－	－	－

(注) 1.「当期首残高」及び「当期末残高」欄の() 書きは外貨建債券の金額であります。
 2.「当期末残高」欄の[] 書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した国際協力銀行債券（前記※1）に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
 4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額(百万円)	1,589,960	1,214,711	1,096,580	794,980	379,437

【借入金等明細表】					
区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限	
借入金	9,193,988	8,720,489	3.27	－	
借入金	9,193,988	8,720,489	3.27	2025年5月～2042年2月	
1年以内に返済予定のリース債務	2	2	－	－	
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	7	4	－	2028年6月	
その他有利子負債	37,350	26,660	0.48	－	
金融商品等受入担保金	37,350	26,660	0.48	－	

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。
 2. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。
 3. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。
 4. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	180,026	387,441	4,362,279	471,311	1,820,130
リース債務(百万円)	2	2	2	0	－

【資産除去債務明細表】
当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) その他

該当事項はありません。

2.財務諸表等

(1) 財務諸表

>> 貸借対照表 (単位：百万円)					
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	2,564,654	2,760,052	借入金	9,193,988	8,720,489
現金	0	0	借入金	9,193,988	8,720,489
預け金	2,564,653	2,760,052	社債	*4 6,636,856	*4 6,119,651
有価証券	*1 336,319	*1 301,469	その他負債	1,312,677	1,046,294
株式	255	255	未払費用	157,420	122,243
その他の証券	336,064	301,214	前受収益	10,087	5,805
貸出金	*2,*3 16,423,476	*2,*3 15,414,487	金融派生商品	1,032,900	836,580
証書貸付	16,423,476	15,414,487	金融商品等受入担保金	37,350	26,660
その他資産	*2 1,296,512	*2 1,097,763	リース債務	9	7
前払費用	1,170	1,120	その他の負債	74,909	54,997
未収収益	222,702	172,361	賞与引当金	660	649
金融派生商品	38,107	27,317	役員賞与引当金	10	10
金融商品等差入担保金	1,033,820	896,220	退職給付引当金	4,631	4,476
その他の資産	712	743	役員退職慰労引当金	52	51
有形固定資産	32,793	34,828	支払承諾	1,522,529	1,325,383
建物	5,616	8,076	負債の部合計	18,671,407	17,217,006
土地	24,311	24,313	(純資産の部)		
建設仮勘定	1,114	72	資本金	2,211,800	2,332,800
その他の有形固定資産	1,750	2,366	利益剰余金	1,109,809	1,162,047
無形固定資産	11,462	8,949	利益準備金	1,046,875	1,078,342
ソフトウェア	11,462	8,949	その他利益剰余金	62,934	83,704
前払年金費用	－	418	繰越利益剰余金	62,934	83,704
支払承諾見返	*2 1,522,529	*2 1,325,383	株主資本合計	3,321,609	3,494,847
貸倒引当金	△536,412	△501,749	その他有価証券評価差額金	41,226	28,329
			繰延ヘッジ損益	△382,907	△298,579
			評価・換算差額等合計	△341,680	△270,250
			純資産の部合計	2,979,929	3,224,596
資産の部合計	21,651,336	20,441,603	負債及び純資産の部合計	21,651,336	20,441,603

※についてはP.56をご参照ください。

>> 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	1,123,950	1,023,236
資金運用収益	1,021,286	983,042
貸出金利息	972,232	917,774
有価証券利息配当金	^{*1} 6,931	^{*1} 8,971
預け金利息	42,088	54,252
その他の受入利息	34	2,044
役務取引等収益	29,384	20,485
その他の役務収益	29,384	20,485
その他業務収益	53,651	796
外国為替売買益	53,473	—
金融派生商品収益	178	789
その他の業務収益	—	6
その他経常収益	19,627	18,911
償却債権取立益	11,591	12,646
株式等売却益	3,150	4,818
組合出資に係る持分損益	^{*1} 4,671	^{*1} 1,234
その他の経常収益	^{*1} 214	^{*1} 211
経常費用	1,060,138	939,547
資金調達費用	902,748	867,154
借入金利息	362,856	337,833
社債利息	175,095	182,191
金利スワップ支払利息	360,427	343,513
その他の支払利息	4,369	3,615
役務取引等費用	3,946	3,461
その他の役務費用	3,946	3,461
その他業務費用	1,991	4,109
外国為替売買損	—	2,437
社債発行費償却	1,107	884
その他の業務費用	884	786
営業経費	25,566	29,326
その他経常費用	125,887	35,496
貸倒引当金繰入額	125,886	20,524
株式等償却	—	14,098
その他の経常費用	0	873
経常利益	63,811	83,688
特別利益	5	15
固定資産処分益	5	15
特別損失	882	—
減損損失	882	—
当期純利益	62,934	83,704

※についてはP.57をご参照ください。

>> 株主資本等変動計算書

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,108,800	966,930	159,890	1,126,821	3,235,621
当期変動額					
新株の発行	103,000				103,000
準備金繰入		79,945	△79,945	—	—
国庫納付			△79,945	△79,945	△79,945
当期純利益			62,934	62,934	62,934
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	103,000	79,945	△96,956	△17,011	85,988
当期末残高	2,211,800	1,046,875	62,934	1,109,809	3,321,609

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	25,300	△323,123	△297,823	2,937,797
当期変動額				
新株の発行				103,000
準備金繰入				—
国庫納付				△79,945
当期純利益				62,934
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,926	△59,784	△43,857	△43,857
当期変動額合計	15,926	△59,784	△43,857	42,131
当期末残高	41,226	△382,907	△341,680	2,979,929

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,211,800	1,046,875	62,934	1,109,809	3,321,609
当期変動額					
新株の発行	121,000				121,000
準備金繰入		31,467	△31,467	—	—
国庫納付			△31,467	△31,467	△31,467
当期純利益			83,704	83,704	83,704
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	121,000	31,467	20,769	52,237	173,237
当期末残高	2,332,800	1,078,342	83,704	1,162,047	3,494,847

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41,226	△382,907	△341,680	2,979,929
当期変動額				
新株の発行				121,000
準備金繰入				—
国庫納付				△31,467
当期純利益				83,704
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,897	84,327	71,430	71,430
当期変動額合計	△12,897	84,327	71,430	244,667
当期末残高	28,329	△298,579	△270,250	3,224,596

>> 注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。
 また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネットティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を貸借対照表に計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
 なお、耐用年数は次のとおりであります。
 建 物 3年～50年
 その他 2年～75年
 (2) 無形固定資産
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者 のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当事業年度末 は、その金額はありません（前事業年度末も、その金額はありません。）。

- (2) 賞与引当金
 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 (3) 役員賞与引当金
 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 (4) 退職給付引当金
 退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。
 ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。
 (5) 役員退職慰労引当金
 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) 金利リスク・ヘッジ
 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。
 (2) 為替変動リスク・ヘッジ
 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年 10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を与える可能性のあるものは、次のとおりです。

・ 貸倒引当金		
(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	536,412百万円	501,749百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式等又は出資金の総額

一般業務勘定		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式等 出資金	11,185百万円 67,958百万円	10,896百万円 58,867百万円

特別業務勘定		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式 出資金	13,067百万円 —	7,258百万円 —

※2. 株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

一般業務勘定		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	—
危険債権額	342,460百万円	334,189百万円
3月以上延滞債権額	123,852百万円	123,001百万円
貸出条件緩和債権額	177,995百万円	68,314百万円
合計額	644,308百万円	525,505百万円

特別業務勘定
特別業務勘定には該当する債権はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸付未実行残高	3,096,208百万円	2,556,199百万円

※4. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
社債	6,636,856百万円	6,119,651百万円

5. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
連帯債務	60,000百万円	60,000百万円

6. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
有価証券利息配当金	569百万円	314百万円
受取賃貸料等	4百万円	11百万円

関係会社との取引による費用は次のとおりであります

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
組合出資に係る持分損益	5,356百万円	1,457百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式等
前事業年度(2024年3月31日)
市場価格のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

当事業年度(2025年3月31日)
市場価格のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式及び組合出資金	9,116	17,595
関連会社株式等及び組合出資金	83,095	59,427
合計	92,212	77,022

(税効果会計関係)

当行は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(参考) 勘定別財務諸表

当行は、株式会社国際協力銀行法（以下「当行法」という。）第26条の2の規定に基づき、同条に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しております。また、当行法第26条の3及び会社法第435条第2項の規定により当行が作成する勘定別の計算書類については、当行法第26条の3及び会社法第436条第2項第1号の規定により、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

以下の勘定別貸借対照表及び勘定別損益計算書は上記の計算書類に基づいて作成したものでありますが、勘定別キャッシュ・フロー計算書については監査法人の監査を受けたものではありません。

貸借対照表

≫ 一般業務勘定

第13期末（2025年3月31日現在）(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,448,691	借入金	8,716,289
現金	0	借入金	8,716,289
預け金	2,448,691	社債	6,119,651
有価証券	293,918	その他負債	1,043,861
株式	255	未払費用	122,239
その他の証券	293,663	前受収益	5,805
貸出金	15,400,591	金融派生商品	834,668
証書貸付	15,400,591	金融商品等受入担保金	26,140
その他資産	1,095,212	リース債務	7
前払費用	1,103	その他の負債	55,000
未収収益	172,314	賞与引当金	639
金融派生商品	26,755	役員賞与引当金	10
金融商品等差入担保金	894,260	退職給付引当金	4,433
その他の資産	778	役員退職慰労引当金	50
有形固定資産	34,828	支払承諾	1,325,383
建物	8,076	負債の部合計	17,210,319
土地	24,313	(純資産の部)	
建設仮勘定	72	資本金	2,004,500
その他の有形固定資産	2,366	利益剰余金	1,161,828
無形固定資産	8,949	利益準備金	1,077,744
ソフトウェア	8,949	その他利益剰余金	84,083
前払年金費用	417	繰越利益剰余金	84,083
支払承諾見返	1,325,383	株主資本合計	3,166,328
貸倒引当金	△501,717	その他有価証券評価差額金	28,329
		繰延ヘッジ損益	△298,702
		評価・換算差額等合計	△270,372
		純資産の部合計	2,895,955
資産の部合計	20,106,275	負債及び純資産の部合計	20,106,275

≫ 附属明細表

【有形固定資産等明細表】							
資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	7,953	2,877	39	10,791	2,715	418	8,076
土地	24,311	1	－	24,313	－	－	24,313
建設仮勘定	1,114	4,304	5,345	72	－	－	72
その他の有形固定資産	4,478	1,402	1,432	4,449	2,082	782	2,366
有形固定資産計	37,857	8,586	6,817	39,626	4,798	1,201	34,828
無形固定資産							
ソフトウェア	22,542	835	5,563	17,814	8,864	3,157	8,949
無形固定資産計	22,542	835	5,563	17,814	8,864	3,157	8,949

【引当金明細表】					
区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	536,412	265,024	55,187	244,499	501,749
一般貸倒引当金	208,574	172,442	－	208,574	172,442
個別貸倒引当金	302,173	65,895	55,187	10,260	302,620
特定海外債権引当勘定	25,663	26,686	－	25,663	26,686
賞与引当金	660	649	660	－	649
役員賞与引当金	10	10	10	－	10
役員退職慰労引当金	52	10	11	－	51
計	537,136	265,694	55,870	244,499	502,460

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金 ----- 洗替による取崩額

個別貸倒引当金 ----- 回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定 ----- 洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) その他

該当事項はありません。

≫ 特別業務勘定

第13期末（2025年3月31日現在）

（単位:百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	311,361	借入金	4,200
預け金	311,361		
有価証券	7,550	その他負債	2,471
その他の証券	7,550	未払費用	4
貸出金	13,895	金融派生商品	1,911
証書貸付	13,895	金融商品等受入担保金	520
その他資産	2,589	その他の負債	35
前払費用	17	賞与引当金	10
未収収益	47	役員賞与引当金	0
金融派生商品	561	退職給付引当金	42
金融商品等差入担保金	1,960	役員退職慰労引当金	0
その他の資産	3	負債の部合計	6,725
前払年金費用	0	(純資産の部)	
貸倒引当金	△31	資本金	328,300
		利益剰余金	218
		利益準備金	598
		その他利益剰余金	△379
		繰越利益剰余金	△379
		株主資本合計	328,518
		繰延ヘッジ損益	122
		評価・換算差額等合計	122
		純資産の部合計	328,641
資産の部合計	335,366	負債及び純資産の部合計	335,366

損益計算書

≫ 一般業務勘定

第13期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）（単位:百万円）

科目	金額
経常収益	1,019,451
資金運用収益	981,918
貸出金利息	916,656
有価証券利息配当金	8,971
預け金利息	54,252
その他の受入利息	2,039
役務取引等収益	20,361
その他の役務収益	20,361
その他業務収益	796
金融派生商品収益	789
その他の業務収益	6
その他経常収益	16,374
償却債権取立益	12,646
株式等売却益	2,216
組合出資に係る持分損益	1,234
その他の経常収益	276
経常費用	935,383
資金調達費用	866,537
借入金利息	337,833
社債利息	182,191
金利スワップ支払利息	342,898
その他の支払利息	3,614
役務取引等費用	3,337
その他の役務費用	3,337
その他業務費用	4,022
外国為替売買損	2,350
社債発行費償却	884
その他の業務費用	786
営業経費	28,929
その他経常費用	32,555
貸倒引当金繰入額	20,631
株式等償却	11,911
その他の経常費用	13
経常利益	84,068
特別利益	15
固定資産処分益	15
当期純利益	84,083

≫ 特別業務勘定

第13期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）（単位:百万円）

科目	金額
経常収益	3,958
資金運用収益	1,124
貸出金利息	1,118
預け金利息	0
その他の受入利息	5
役務取引等収益	124
その他の役務収益	124
その他経常収益	2,710
貸倒引当金戻入益	106
株式等売却益	2,601
その他の経常収益	3
経常費用	4,338
資金調達費用	616
借入金利息	0
金利スワップ支払利息	615
その他の支払利息	0
役務取引等費用	123
その他の役務費用	123
その他業務費用	87
外国為替売買損	87
営業経費	464
その他経常費用	3,047
株式等償却	2,186
その他の経常費用	860
経常損失	379
当期純損失	379

2 | 負債および純資産の部の構成

≫ 総括

（単位:百万円、%）

	第 12 期末 （2023 年度末）		第 13 期末 （2024 年度末）	
	金額	比率（注）	金額	比率（注）
負債の部	18,671,407	86.2	17,217,006	84.2
借入金	9,193,988	42.5	8,720,489	42.7
社債	6,636,856	30.7	6,119,651	29.9
支払承諾	1,522,529	7.0	1,325,383	6.5
その他	1,318,031	6.1	1,051,482	5.1
純資産の部	2,979,929	13.8	3,224,596	15.8
資本金	2,211,800	10.2	2,332,800	11.4
利益剰余金	1,109,809	5.1	1,162,047	5.7
その他有価証券評価差額金	41,226	0.2	28,329	0.1
繰越ヘッジ損益	△ 382,907	△ 1.8	△ 298,579	△ 1.5
負債および純資産の部合計	21,651,336	100	20,441,603	100

（注）負債および純資産の部合計に対する比率（以下、一般業務勘定および特別業務勘定も同様）

（参考）自己資本比率の状況

当行は、銀行法第 14 条の 2 の適用を受けておりませんが、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号。）に基づく自己資本比率を算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

【 単体自己資本比率（国際統一基準） 】

（単位:%／億円）

1. 単体総自己資本比率（4／7）	20.73
2. 単体Tier1 比率（5／7）	19.75
3. 単体普通株式等Tier1 比率（6／7）	19.75
4. 単体における総自己資本の額	36,442
5. 単体におけるTier1 資本の額	34,717
6. 単体における普通株式等Tier1 資本の額	34,717
7. リスク・アセットの額	175,826
8. 単体総所要自己資本額	14,066

キャッシュ・フロー計算書

≫ 一般業務勘定

第 13 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）（単位:百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	84,083
減価償却費	4,358
貸倒引当金の増減（△）	△ 34,556
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 11
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	0
前払年金費用の増減額（△は増加）	△ 417
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 157
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△ 0
資金運用収益	△ 981,918
資金調達費用	866,537
有価証券関係損益（△）	8,460
為替差損益（△は益）	△ 8,573
固定資産処分損益（△は益）	△ 15
金融派生商品（資産）の純増（△）減	11,352
金融派生商品（負債）の純増減（△）	△ 195,919
貸出金の純増（△）減	999,392
借入金の純増減（△）	△ 473,499
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△ 218,010
金融商品等差入担保金の純増（△）減	137,190
金融商品等受入担保金の純増減（△）	△ 11,210
普通社債発行及び償還による増減（△）	△ 520,488
資金運用による収入	1,031,068
資金調達による支出	△ 898,268
その他	61,472
小計	△ 139,131
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 139,131
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 28,208
有価証券の売却による収入	42,279
有形固定資産の取得による支出	△ 3,235
有形固定資産の売却による収入	19
無形固定資産の取得による支出	△ 644
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,210
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	121,000
国庫納付による支出額	△ 31,365
その他	△ 2
財務活動によるキャッシュ・フロー	89,632
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 39,288
現金及び現金同等物の期首残高	671,398
現金及び現金同等物の期末残高	632,110

≫ 特別業務勘定

第 13 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）（単位:百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純損失（△）	△ 379
貸倒引当金の増減（△）	△ 106
賞与引当金の増減額（△は減少）	0
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	0
前払年金費用の増減額（△は増加）	△ 0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	2
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△ 0
資金運用収益	△ 1,124
資金調達費用	616
有価証券関係損益（△）	△ 414
金融派生商品（資産）の純増（△）減	△ 561
金融派生商品（負債）の純増減（△）	△ 400
貸出金の純増（△）減	9,596
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△ 512
金融商品等差入担保金の純増（△）減	410
金融商品等受入担保金の純増減（△）	520
資金運用による収入	1,130
資金調達による支出	△ 615
その他	△ 303
小計	7,855
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,855
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の売却による収入	8,409
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,409
財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出額	△ 101
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 101
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	16,163
現金及び現金同等物の期首残高	275,226
現金及び現金同等物の期末残高	291,390

>> 一般業務勘定

(単位:百万円、%)

	第12期末 (2023年度末)		第13期末 (2024年度末)	
	金額	比率(注)	金額	比率(注)
負債の部	18,664,830	87.6	17,210,319	85.6
借入金	9,189,788	43.1	8,716,289	43.4
社債	6,636,856	31.1	6,119,651	30.4
支払承諾	1,522,529	7.1	1,325,383	6.6
その他	1,315,655	6.2	1,048,995	5.2
純資産の部	2,649,504	12.4	2,895,955	14.4
資本金	1,883,500	8.8	2,004,500	10.0
利益剰余金	1,109,109	5.2	1,161,828	5.8
その他有価証券評価差額金	40,223	0.2	28,329	0.1
繰越ヘッジ損益	△ 383,328	△ 1.8	△ 298,702	△ 1.5
負債および純資産の部合計	21,314,335	100	20,106,275	100

>> 特別業務勘定

(単位:百万円、%)

	第12期末 (2023年度末)		第13期末 (2024年度末)	
	金額	比率(注)	金額	比率(注)
負債の部	6,611	2.0	6,725	2.0
借入金	4,200	1.2	4,200	1.3
社債	—	—	—	—
支払承諾	—	—	—	—
その他	2,411	0.7	2,525	0.8
純資産の部	330,424	98.0	328,641	98.0
資本金	328,300	97.4	328,300	97.9
利益剰余金	700	0.2	218	0.1
その他有価証券評価差額金	1,003	0.3	—	—
繰越ヘッジ損益	420	0.1	122	0.0
負債および純資産の部合計	337,035	100	335,366	100

3 | 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

>> 総括

(単位:百万円、%)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	18,247,443	1,021,272	5.60	18,665,306	983,042	5.27
貸出金	16,230,941	972,232	5.99	16,246,344	917,774	5.65
預け金	950,191	42,088	4.43	1,287,636	54,252	4.21
資金調達勘定	15,173,839	899,051	5.93	15,324,233	867,154	5.66
借入金	8,655,636	362,856	4.19	8,924,761	337,833	3.79
社債	6,481,952	175,095	2.70	6,367,686	182,191	2.86

>> 一般業務勘定

(単位:百万円、%)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	18,197,205	1,019,623	5.60	18,625,812	981,918	5.27
貸出金	16,201,184	970,584	5.99	16,225,156	916,656	5.65
預け金	948,154	42,088	4.44	1,285,325	54,252	4.22
資金調達勘定	15,169,582	898,157	5.92	15,319,871	866,537	5.66
借入金	8,651,436	362,856	4.19	8,920,561	337,833	3.79
社債	6,481,952	175,095	2.70	6,367,686	182,191	2.86

>> 特別業務勘定

(単位:百万円、%)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	50,238	1,648	3.28	39,493	1,124	2.85
貸出金	29,757	1,648	5.54	21,187	1,118	5.28
預け金	2,036	0	0.01	2,310	0	0.03
資金調達勘定	4,256	894	21.01	4,362	616	14.12
借入金	4,200	0	0.00	4,200	0	0.00
社債	—	—	—	—	—	—

4

営業経費の内訳

» 総括

(単位:百万円)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
給料・手当	6,769	7,190
退職給付費用	△348	90
福利厚生費	974	1,029
減価償却費	3,636	4,358
土地建物機械賃借料	574	708
宮繕費	663	767
消耗品費	409	419
給水光熱費	96	110
旅費	1,831	2,057
通信費	227	288
広告宣伝費	8	8
諸会費・寄付金・交際費	79	80
租税公課	1,021	837
その他	9,623	11,381
合計	25,566	29,326

» 一般業務勘定

(単位:百万円)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
給料・手当	6,667	7,078
退職給付費用	△356	81
福利厚生費	960	1,013
減価償却費	3,636	4,358
土地建物機械賃借料	565	697
宮繕費	653	755
消耗品費	402	413
給水光熱費	95	108
旅費	1,803	2,025
通信費	224	284
広告宣伝費	8	7
諸会費・寄付金・交際費	78	79
租税公課	999	821
その他	9,464	11,205
合計	25,201	28,929

» 特別業務勘定

(単位:百万円)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
給料・手当	102	111
退職給付費用	7	9
福利厚生費	14	16
土地建物機械賃借料	63	78
宮繕費	10	11
消耗品費	6	6
給水光熱費	1	1
旅費	27	31
通信費	3	4
広告宣伝費	0	0
諸会費・寄付金・交際費	1	1
租税公課	21	15
その他	158	176
合計	419	464

5

余資運用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高

» 総括

(単位:百万円)

	第12期末 (2023年度末)	第13期末 (2024年度末)
預け金	—	26,660
外貨預け金	1,475,762	1,525,069
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

» 一般業務勘定

(単位:百万円)

	第12期末 (2023年度末)	第13期末 (2024年度末)
預け金	—	26,140
外貨預け金	1,471,183	1,520,854
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

» 特別業務勘定

(単位:百万円)

	第12期末 (2023年度末)	第13期末 (2024年度末)
預け金	—	520
外貨預け金	4,578	4,215
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

6 | オフバランス取引情報

1. 金融派生商品取引等に対する基本的取組方針

JBICが行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

2. 取引内容

JBICは、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2025年3月末時点の取引量は下記の表（金融派生商品等信用リスク相当額）のとおりです。

3. 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

（市場性信用リスク）

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

（市場リスク）

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

4. 前記のリスクに対するJBICの対応

（市場性信用リスク）

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理の上、取引相手先としての適格性判断に活用しています。また、金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額については、取引相手先との担保契約に基づく担保授受も考慮してきめ細かく管理しています。

（市場リスク）

JBICは、金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと相殺されています。

金融派生商品等信用リスク相当額		2025年3月31日現在（単位:億円）	
	契約金額・想定元本金額	信用リスク相当額	時価
金利スワップ	64,030	1,894	△2,007
通貨スワップ	51,262		△6,085
先物外国為替予約	87		0
その他金融派生商品取引	—	—	—
合計	115,381	1,894	△8,092

（注）信用リスク相当額は、国際統一基準によって算定されたものです。

7 | 総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価

≫ 総括

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
総資金利鞘	△0.51	△0.59
資金運用利回り	5.60	5.27
資金調達原価	6.11	5.86

（注）資金運用利回り=資金運用収入／資金運用勘定平均残高
資金調達原価=資金調達費用／資金調達勘定平均残高
（参考）資金運用収入=貸出金利+有価証券利息配当金+買現先利息+預け金利+金利スワップ受入利息+その他の受入利息
資金運用勘定平均残高=貸出金+有価証券+買現先+預け金（当座預け金を除く）+金融商品等差入担保金
資金調達費用（A）=資金調達費用（B）+営業経費+社債発行費償却+社債発行諸費
資金調達費用（B）=借入金利息+社債利息+金利スワップ支払利息+その他の支払利息
資金調達勘定平均残高=借入金+社債+金融商品等受入担保金
以下、一般業務勘定および特別業務勘定も同様

≫ 一般業務勘定

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
総資金利鞘	△0.50	△0.58
資金運用利回り	5.60	5.27
資金調達原価	6.10	5.86

≫ 特別業務勘定

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
総資金利鞘	△27.58	△21.94
資金運用利回り	3.28	2.85
資金調達原価	30.86	24.78

8 | 従業員一人当たりの貸出金残高

	第12期末 (2023年度末)	第13期末 (2024年度末)
従業員一人当たりの貸出金残高	23,495	21,409

9

貸出金業種別内訳残高

(単位:百万円)

業種別	第12期末 (2023年度末)		第13期末 (2024年度末)	
	件数	貸出額	件数	貸出額
製造業	94	998,452	88	1,047,798
鉱業、採石業、砂利採取業	6	245,388	8	200,025
建設業	3	36,780	2	36,016
電気・ガス・熱供給・水道業	3	177,901	4	177,756
情報通信業	—	—	1	38,000
運輸業、郵便業	4	2,869	6	18,368
卸売業	15	810,601	12	686,783
小売業	4	394,054	4	389,030
金融業、保険業	25	2,035,629	24	1,418,695
不動産業	2	521	2	416
物品賃貸業	4	553,691	4	518,915
学術研究、専門・技術サービス業	3	4,149	2	22
宿泊業	1	162	1	96
飲食業	1	11	1	32
生活関連サービス業、娯楽業	1	4,000	1	4,000
その他のサービス	—	—	1	32
海外円借款、国内店名義現地貸	538	11,189,722	534	10,898,136
合計	704	16,453,938	695	15,434,126
うち中堅・中小企業向け投資金融	544	177,867	477	139,736

10

貸出金償却額

» 一般業務勘定

(単位:百万円)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
貸出金償却額	—	—

» 特別業務勘定

(単位:百万円)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
貸出金償却額	—	—

11

外貨建資産(出融資)残高

» 総括

(単位:百万円)

	第12期末 (2023年度末)	第13期末 (2024年度末)
外貨出資金 (USD)	164,825	138,193
外貨出資金 (EUR)	11,310	17,008
外貨出資金 (RUB)	8,861	5,984
外貨株式出資金 (USD)	77,616	51,898
外貨株式出資金 (GBP)	956	969
外貨株式出資金 (EUR)	14,298	14,198
外貨株式出資金 (THB)	8	8
外貨株式出資金 (CNY)	1,112	823
外貨株式出資金 (INR)	455	455
外貨株式出資金 (SGD)	1,753	1,753
外貨株式出資金 (RUB)	518	518
外貨株式出資金 (TWD)	—	193
外国投資信託 (INR)	2,403	9,272
外貨貸付金 (USD)	14,108,714	12,633,671
外貨貸付金 (GBP)	604,592	652,133
外貨貸付金 (EUR)	530,607	673,814
外貨貸付金 (ZAR)	13,103	10,218
外貨貸付金 (AUD)	5,965	3,417
外貨貸付金 (THB)	60,096	113,128
外貨貸付金 (CAD)	108,925	78,563
外貨貸付金 (CNY)	5,967	5,064
外貨貸付金 (INR)	11,146	8,476
外貨貸付金 (MXN)	1,459	735
外貨貸付金 (IDR)	15,025	17,247
外貨貸付金 (SEK)	912	827

» 一般業務勘定

(単位:百万円)

	第12期末 (2023年度末)	第13期末 (2024年度末)
外貨出資金 (USD)	152,083	131,259
外貨出資金 (EUR)	11,310	17,008
外貨出資金 (RUB)	8,861	5,984
外貨株式出資金 (USD)	74,133	51,606
外貨株式出資金 (GBP)	956	969
外貨株式出資金 (EUR)	13,973	13,874
外貨株式出資金 (THB)	8	8
外貨株式出資金 (CNY)	1,112	823
外貨株式出資金 (INR)	455	455
外貨株式出資金 (SGD)	1,753	1,753
外貨株式出資金 (RUB)	518	518
外貨株式出資金 (TWD)	—	193
外国投資信託 (INR)	2,403	9,272
外貨貸付金 (USD)	14,090,682	12,622,761
外貨貸付金 (GBP)	604,592	652,133
外貨貸付金 (EUR)	530,607	673,814
外貨貸付金 (ZAR)	13,103	10,218
外貨貸付金 (AUD)	5,965	3,417
外貨貸付金 (THB)	60,096	113,128
外貨貸付金 (CAD)	108,925	78,563
外貨貸付金 (CNY)	5,967	5,064
外貨貸付金 (INR)	11,146	8,476
外貨貸付金 (MXN)	1,459	735
外貨貸付金 (IDR)	15,025	17,247
外貨貸付金 (SEK)	912	827

13

貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表

» 2024年度末残存期間別貸付金回収見込み

(単位:億円)

残存期間	回収見込み
1年以内	24,200
1年超2年以内	20,540
2年超3年以内	16,643
3年超4年以内	15,799
4年超5年以内	18,482
5年超6年以内	12,253
6年超7年以内	9,234
7年超8年以内	8,499
8年超9年以内	5,190
9年超10年以内	4,053
10年超15年以内	11,098
15年超20年以内	4,230
20年超25年以内	543
25年超30年以内	31
30年超35年以内	—
35年超40年以内	—
40年超	—
合計	150,802

(注) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない3,341億円は含めておりません。

» 2024年度末残存期間別財政融資資金借入金および外国為替資金借入金返済見込み

(単位:億円)

残存期間	借入金返済見込み
1年以内	1,800
1年超2年以内	3,874
2年超3年以内	43,622
3年超4年以内	4,713
4年超5年以内	18,201
5年超6年以内	5,236
6年超7年以内	—
7年超8年以内	6,065
8年超9年以内	1,450
9年超10年以内	437
10年超	1,805
合計	87,204

» 2024年度末残存期間別社債償還見込み

(単位:億円)

残存期間	社債償還見込み
1年以内	15,897
1年超2年以内	12,137
2年超3年以内	10,956
3年超4年以内	7,928
4年超5年以内	3,786
5年超6年以内	4,522
6年超7年以内	4,479
7年超8年以内	—
8年超9年以内	—
9年超10年以内	1,487
10年超	—
合計	61,196

» 特別業務勘定

(単位:百万円)

	第12期末 (2023年度末)	第13期末 (2024年度末)
外貨出資金 (USD)	12,742	6,933
外貨株式出資金 (USD)	3,482	291
外貨株式出資金 (EUR)	324	324
外貨貸付金 (USD)	18,031	10,909

12

事務経費率

» 総括

(単位:%)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事務経費率	0.14	0.16

(注) 事務経費率＝営業経費／(貸出金平均残高＋有価証券平均残高＋支払承諾見返平均残高)
(以下、一般業務勘定および特別業務勘定も同様)

» 一般業務勘定

(単位:%)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事務経費率	0.14	0.16

» 特別業務勘定

(単位:%)

	第12期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事務経費率	0.93	1.34

14 資産内容に関する情報

JBICは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」という。)の適用を受けませんが、2000年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実および信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

JBICの特徴として、開発途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援の中で、債務国は国際通貨基金（IMF）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、JBICが行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）および要管理債権（金融再生法）に分類しています。

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げる銀行法および金融再生法基準による開示債権や貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定にかかる内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠したEY新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

1. 銀行法および金融再生法基準に基づく開示債権

右の表は、資産自己査定をふまえ、銀行法による開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）および金融再生法による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

各債権の定義は以下のとおりです。

- (1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。
- (2) 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。
- (3) 要管理債権
資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3月以上延滞債権（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞してい

る貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」を除く。）および貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「3月以上延滞債権」を除く。))です。（注）

- (4) 3月以上延滞債権
元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しないものです。
- (5) 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「3月以上延滞債権」に該当しないものです。（注）

- (6) 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

≫ 一般業務勘定

(単位:百万円)

	2023年度末 (令和5年度末)	2024年度末 (令和6年度末)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	342,460	334,189
要管理債権	301,847	191,316
3月以上延滞債権	123,852	123,001
貸出条件緩和債権	177,995	68,314
合計①	644,308	525,505
正常債権	17,494,737	16,367,869
計②	18,139,045	16,893,375
①/② (%)	3.55	3.11

≫ 特別業務勘定

(単位:百万円)

	2023年度末 (令和5年度末)	2024年度末 (令和6年度末)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
3月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計①	—	—
正常債権	23,514	13,920
計②	23,514	13,920
①/② (%)	—	—

(注) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が、国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、パリクラブの場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。JBICの外国政府等に対する債権のうち、2024年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、43,494百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しています。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、33,016百万円となっています。

(参考)国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表

1. 国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表（抜粋・翻訳）

国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表の作成方法について
当行グループの国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表（以下「IFRS連結財務諸表」という。）は、2025年3月末時点で国際会計基準審議会（IASB）が公表している基準及び解釈指針に準拠して英文により作成しております。
なお、IFRS連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査証明について
当行は、2025年3月期のIFRS連結財務諸表（英文）（比較情報として開示する2024年3月期のIFRSに基づく財務数値を含む。）について、EY新日本有限責任監査法人による国際監査基準に準拠した監査を受けております。

本資料は、当行グループのIFRS連結財務諸表（英文）の一部を翻訳し掲載するものです。IFRS連結財務諸表及びこれに関連する情報（英文）の全文は、当行が米国証券取引委員会に提出した年次報告書（以下「Form 18-K」という。）に参考情報として含まれております。
当行グループのIFRS連結財務諸表及びこれに関連する情報の完全な理解のためには、当行のForm 18-Kをお読み下さい。

>> 連結財政状態計算書

(単位:百万円)

	2024年3月期 (2024年3月31日)	2025年3月期 (2025年3月31日)
資産		
現金預け金	2,565,369	2,764,212
金融派生商品資産	104,008	85,851
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	474,551	435,222
有価証券	53,199	62,198
貸出金及びその他の債権	15,949,101	14,926,274
持分法で会計処理されている投資	120,408	85,879
有形固定資産	32,796	34,834
その他の資産	1,055,399	916,496
資産合計	20,354,834	19,310,969
負債		
金融派生商品負債	1,098,801	895,114
借入金	9,193,988	8,720,489
社債	6,353,375	5,963,519
金融保証契約負債	72,454	61,209
その他の負債	299,464	260,893
負債合計	17,018,084	15,901,226
資本		
資本金	2,211,800	2,332,800
利益剰余金	1,083,074	1,041,689
その他の資本の構成要素	41,616	33,683
非支配持分	258	1,569
資本合計	3,336,749	3,409,742
負債及び資本合計	20,354,834	19,310,969

>> 連結損益計算書

(単位:百万円)

	2024年3月期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	2025年3月期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
利息収益	1,029,892	982,581
利息費用	544,209	525,956
純利息収益	485,683	456,625
役務取引等収益	14,009	11,305
役務取引等費用	4,319	4,574
純金融派生商品費用	396,647	386,845
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）	18,915	(50,764)
その他の収益	39,954	6,137
利息以外の費用	328,087	424,742
業務収益 ^{※1}	157,595	31,882
金融資産の減損損失	59,135	12,695
純業務収益 ^{※2}	98,459	19,187
営業費用	26,659	30,135
その他の費用	2,112	1,371
業務費用	28,772	31,506
持分法による投資利益	2,626	2,189
税引前利益（損失）	72,313	(10,128)
法人所得税費用	54	218
当期利益（損失）	72,258	(10,347)
当期利益（損失）の帰属		
親会社の所有者	72,284	(10,306)
非支配持分	(25)	(41)

※1 純利息収益と利息以外の費用の合計
※2 業務収益から金融資産の減損損失を控除した金額

>> 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	2024年3月期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	2025年3月期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期利益（損失）	72,258	(10,347)
その他の包括利益（損失）合計		
純損益に振り替えられないことのない項目		
確定給付型退職給付制度の再測定額		
当期発生額	846	403
純損益に振り替えられないことのない項目の合計	846	403
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の為替換算差額		
当期発生額	18,935	(1,534)
組替調整額	(7,996)	(6,399)
純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計	10,939	(7,933)
その他の包括利益合計	11,785	(7,530)
包括利益（損失）	84,044	(17,877)
包括利益（損失）の帰属		
親会社の所有者	84,070	(16,768)
非支配持分	(25)	(1,109)

>> 連結持分変動計算書

（単位:百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素			小計
				確定給付型退職給付制度の再測定額	在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計	
2023年4月1日	2,108,800	—	1,089,888	—	30,677	30,677	3,229,366
当期利益（損失）	—	—	72,284	—	—	—	72,284
その他の包括利益	—	—	—	846	10,939	11,785	11,785
当期包括利益（損失）	—	—	72,284	846	10,939	11,785	84,070
株式の発行	103,000	—	—	—	—	—	103,000
国庫納付	—	—	(79,945)	—	—	—	(79,945)
その他	—	—	846	(846)	—	(846)	—
2024年3月31日	2,211,800	—	1,083,074	—	41,616	41,616	3,336,491
当期利益（損失）	—	—	(10,306)	—	—	—	(10,306)
その他の包括利益	—	—	—	403	(5,000)	(4,597)	(4,597)
当期包括利益（損失）	—	—	(10,306)	403	(5,000)	(4,597)	(14,903)
株式の発行	121,000	—	—	—	—	—	121,000
国庫納付	—	—	(31,467)	—	—	—	(31,467)
子会社の取得	—	—	—	—	(2,934)	(2,934)	(2,934)
非支配持分との取引	—	(5)	—	—	1	1	(3)
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	14	(14)	—	—	—	—
その他	—	(9)	403	(403)	—	(403)	(9)
2025年3月31日	2,332,800	—	1,041,689	—	33,683	33,683	3,408,172

	非支配持分	資本合計
2023年4月1日	283	3,229,650
当期利益（損失）	(25)	72,258
その他の包括利益	—	11,785
当期包括利益（損失）	(25)	84,044
株式の発行	—	103,000
国庫納付	—	(79,945)
その他	—	—
2024年3月31日	258	3,336,749
当期利益（損失）	(41)	(10,347)
その他の包括利益	—	(4,597)
当期包括利益（損失）	(41)	(14,944)
株式の発行	—	121,000
国庫納付	—	(31,467)
子会社の取得	1,380	(1,553)
非支配持分との取引	58	54
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—
その他	(86)	(95)
2025年3月31日	1,569	3,409,742

>> 連結キャッシュ・フロー計算書

（単位:百万円）

	2024年3月期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	2025年3月期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益（損失）	72,313	(10,128)
減価償却費	4,171	4,909
有形固定資産の減損損失	230	—
その他資産の減損損失	668	—
負ののれん	—	(20)
新規連結子会社の既存持分に係る再評価益	—	(3,418)
新規連結子会社の既存持分に係る再評価損	—	6
退職給付に係る資産の（増）減額	—	(321)
退職給付に係る負債の増（減）額	(1,025)	(243)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失(利得)	(18,915)	50,764
持分法による投資損失（利益）	(2,626)	(2,189)
貸出金及びその他の債権の（増）減額	(804,723)	1,022,827
借入金 の増（減）額	680,311	(473,499)
預け金（要求払を除く）の（増）減額	(289,695)	162,214
金融派生商品資産及び金融派生商品負債の純変動額	306,716	(185,529)
金融保証契約負債の増（減）額	(3,060)	(11,244)
社債の増（減）額	419,055	(389,856)
その他	(401,676)	100,561
営業活動によるキャッシュ・フロー	(38,253)	264,849
投資活動によるキャッシュ・フロー		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取得	(13,862)	(18,854)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却	27,412	24,856
有価証券の取得による支出	(6,200)	(9,000)
持分法で会計処理されている投資の取得による支出	(2,891)	(2,012)
持分法で会計処理されている投資の回収による収入	29,609	26,222
子会社の取得による収入	—	2,108
その他	(9,584)	(3,865)
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,483	19,445
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	103,000	121,000
国庫納付の支払額	(79,945)	(31,467)
非支配持分からの払込みによる収入	—	2,532
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	—	52
その他	(582)	(628)
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,471	91,489
現金及び現金同等物に係る換算差額	73,196	(14,718)
現金及び現金同等物の正味増（減）額	81,898	361,057
現金及び現金同等物の期首残高	1,726,420	1,808,319
現金及び現金同等物の期末残高	1,808,319	2,169,376

営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含んでおります。

利息による収入	977,918	1,028,517
利息による支出	(495,408)	(555,425)

2. 基準差調整表

当行グループは、日本基準に準拠した連結財務諸表に加えて、IFRS連結財務諸表を参考情報として開示しております。日本基準とIFRSでは重要な会計方針が異なることから、以下のとおり当行グループの資産、負債及び資本に対する調整表並びに当期利益（損失）の調整表を記載しております。

≫ 資産、負債及び資本に対する調整表

第 12 期（2024 年 3 月期）

（単位：百万円）

日本基準		表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS		注記
資産				資産		
現金預け金	2,565,369	—	—	2,565,369	現金預け金	
	—	104,008	—	104,008	金融派生商品資産	A
	—	468,416	6,135	474,551	純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	B,C
有価証券	340,203	(306,400)	19,395	53,199	有価証券	B,C
貸出金	16,423,476	(564,566)	90,191	15,949,101	貸出金及びその他の債権	B,D
	—	83,197	37,211	120,408	持分法で会計処理されている 投資	C,E
有形固定資産	32,796	—	—	32,796	有形固定資産	
無形固定資産	11,462	(11,462)	—	—		
その他資産	1,297,682	(243,704)	1,421	1,055,399	その他の資産	A,D,F
支払承諾見返	1,522,529	—	(1,522,529)	—		H
貸倒引当金	(536,412)	536,412	—	—		D
資産合計	21,657,108	65,901	(1,368,174)	20,354,834	資産合計	
負債				負債		
	—	1,098,801	—	1,098,801	金融派生商品負債	A
借入金	9,193,988	—	—	9,193,988	借入金	
社債	6,636,856	—	(283,481)	6,353,375	社債	G
	—	—	72,454	72,454	金融保証契約負債	H
退職給付に係る負債	4,631	(4,631)	—	—		I
役員退職慰労引当金	52	(52)	—	—		
その他負債	1,313,353	(1,027,545)	13,657	299,464	その他の負債	A,F,I
賞与引当金	660	(660)	—	—		
役員賞与引当金	10	(10)	—	—		
支払承諾	1,522,529	—	(1,522,529)	—		H
負債合計	18,672,083	65,901	(1,719,899)	17,018,084	負債合計	
純資産				資本		
資本金	2,211,800	—	—	2,211,800	資本金	
利益剰余金	1,108,607	—	(25,532)	1,083,074	利益剰余金	
	—	(335,640)	377,257	41,616	その他の資本の構成要素	E,I
その他有価証券評価差額金	41,226	(41,226)	—	—		C
繰延ヘッジ損益	(382,907)	382,907	—	—		A
為替換算調整勘定	6,040	(6,040)	—	—		E
非支配株主持分	258	—	—	258	非支配持分	
純資産合計	2,985,025	—	351,724	3,336,749	資本合計	
負債及び純資産の合計	21,657,108	65,901	(1,368,174)	20,354,834	負債及び資本の合計	

第 13 期（2025 年 3 月期）

（単位：百万円）

日本基準		表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS		注記
資産				資産		
現金預け金	2,762,447	—	1,764	2,764,212	現金預け金	
	—	85,851	—	85,851	金融派生商品資産	A
	—	430,613	4,609	435,222	純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	B,C
有価証券	318,317	(263,009)	6,889	62,198	有価証券	B,C
貸出金	15,414,487	(546,293)	58,080	14,926,274	貸出金及びその他の債権	B,D
	—	59,467	26,412	85,879	持分法で会計処理されている 投資	C,E
有形固定資産	34,834	—	—	34,834	有形固定資産	
無形固定資産	8,949	(8,949)	—	—		
退職給付に係る資産	418	(418)	—	—		
その他資産	1,101,662	(187,009)	1,842	916,496	その他の資産	A,D,F
支払承諾見返	1,325,383	—	(1,325,383)	—		H
貸倒引当金	(501,749)	501,749	—	—		D
資産合計	20,464,753	72,000	(1,225,784)	19,310,969	資産合計	
負債				負債		
	—	895,114	—	895,114	金融派生商品負債	A
借入金	8,720,489	—	—	8,720,489	借入金	
社債	6,119,651	—	(156,131)	5,963,519	社債	G
	—	(15,259)	76,468	61,209	金融保証契約負債	H
退職給付に係る負債	4,476	(4,476)	—	—		I
役員退職慰労引当金	51	(51)	—	—		
その他負債	1,048,118	(802,666)	15,442	260,893	その他の負債	A,F,I,K
賞与引当金	649	(649)	—	—		
役員賞与引当金	10	(10)	—	—		
支払承諾	1,325,383	—	(1,325,383)	—		H
負債合計	17,218,831	72,000	(1,389,604)	15,901,226	負債合計	
純資産				資本		
資本金	2,332,800	—	—	2,332,800	資本金	
利益剰余金	1,163,445	—	(121,755)	1,041,689	利益剰余金	
	—	(269,725)	303,408	33,683	その他の資本の構成要素	E,I
その他有価証券評価差額金	28,329	(28,329)	—	—		C
繰延ヘッジ損益	(298,579)	298,579	—	—		A
為替換算調整勘定	524	(524)	—	—		E
非支配株主持分	19,402	—	(17,832)	1,569	非支配持分	K
純資産合計	3,245,922	—	163,820	3,409,742	資本合計	
負債及び純資産の合計	20,464,753	72,000	(1,225,784)	19,310,969	負債及び資本の合計	

>> 当期利益（損失）の調整表

第 12 期（2024年3月期）

（単位:百万円）

日本基準		表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS		注記
資金運用収益	1,022,058	(5,308)	13,142	1,029,892	利息収益	B,D
資金調達費用	902,748	(360,427)	1,888	544,209	利息費用	A,G
				485,683	純利息収益	
役務取引等収益	29,625	(60)	(15,555)	14,009	役務取引等収益	B
役務取引等費用	4,319	—	—	4,319	役務取引等費用	
	—	360,248	36,399	396,647	純金融派生商品費用	A
組合出資に係る持分利益 ^{※1}	12,749	(12,749)	—	—		B
	—	14,858	4,056	18,915	純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産に係る 純利得（損失）	B
その他業務収益	53,663	(53,663)	—	—		
その他の経常収益 ^{※1}	3,373	(3,373)	—	—		B
特別利益	5	(5)	—	—		
	—	50,221	(10,266)	39,954	その他の収益	
				328,087	利息以外の費用	
				157,595	業務収益	
償却債権取立益 ^{※1}	11,591	(11,591)	—	—		D
貸倒引当金繰入額 ^{※2}	125,886	(125,886)	—	—		D
	—	115,691	(56,555)	59,135	金融資産の減損損失	D
				98,459	純業務収益	
その他業務費用	1,991	(1,991)	—	—		
営業経費	25,925	—	734	26,659	営業費用	I
その他の経常費用 ^{※2}	8,829	(8,829)	—	—		B
特別損失	899	(899)	—	—		
	—	3,143	(1,030)	2,112	その他の費用	
				28,772	業務費用	
持分法による投資損失 ^{※2}	95	(2,721)	—	(2,626)	持分法による投資損失（利得）	E
				72,313	税引前利益	
法人税等	54	—	—	54	法人所得税費用	
当期純利益	62,316	—	9,941	72,258	当期利益	

※1 これらの科目は、日本基準の「その他経常収益」に含まれております。

※2 これらの科目は、日本基準の「その他経常費用」に含まれております。

第 13 期（2025年3月期）

（単位:百万円）

日本基準		表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS		注記
資金運用収益	984,272	(4,911)	3,220	982,581	利息収益	B,D
資金調達費用	867,154	(343,513)	2,316	525,956	利息費用	A,G
				456,625	純利息収益	
役務取引等収益	21,150	(14)	(9,830)	11,305	役務取引等収益	B
役務取引等費用	4,522	—	51	4,574	役務取引等費用	
	—	342,723	44,121	386,845	純金融派生商品費用	A
組合出資に係る持分利益 ^{※1}	4,943	(4,943)	—	—		B
	—	(7,879)	(42,884)	(50,763)	純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産に係る 純利得（損失）	B
その他業務収益	796	(796)	—	—		
その他の経常収益 ^{※1}	5,048	(5,048)	—	—		B
特別利益	15	(15)	—	—		
段階取得に係る差益	2,558	(2,558)	—	—		
負ののれん発生益	1	(1)	—	—		
	—	2,359	3,776	6,135	その他の収益	
				424,742	利息以外の費用	
				31,882	業務収益	
償却債権取立益 ^{※1}	12,646	(12,646)	—	—		D
貸倒引当金繰入額 ^{※2}	20,524	(20,524)	—	—		D
	—	8,163	4,531	12,695	金融資産の減損損失	D
				19,187	純業務収益	
その他業務費用	4,293	(4,293)	—	—		
営業経費	29,870	—	264	30,135	営業費用	I
その他の経常費用 ^{※2}	19,826	(19,826)	—	—		B
	—	3,200	(1,829)	1,371	その他の費用	
				31,506	業務費用	
持分法による投資利益 ^{※1}	16	2,386	(213)	2,189	持分法による投資利益	E
				(10,128)	税引前利益	
法人税等	217	—	1	218	法人所得税費用	
当期純利益	85,042	—	(95,389)	(10,347)	当期損失	

※1 これらの科目は、日本基準の「その他経常収益」に含まれております。

※2 これらの科目は、日本基準の「その他経常費用」に含まれております。

資産、負債及び資本の調整表並びに当期利益（損失）の調整表に関する注記

A.金融派生商品資産及び金融派生商品負債

(1) ヘッジ会計

当行グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で金融派生商品を利用しております。当行グループは、日本基準連結財務諸表より会計上のミスマッチを消去するため、公正価値ベースで99.9%以上のデリバティブ取引に対して、マクロヘッジを含むヘッジ会計を適用しております。

2012年のIFRS適用時から2018年3月期末まで、当行グループはIAS第39号のヘッジ会計を適用せず、IFRS連結財務諸表にはデリバティブ取引を用いたリスク管理活動の効果が反映されておませんでした。当行グループは、IFRS第9号適用後の2018年4月1日以降に発行された社債の金利リスクの公正価値ヘッジを主な対象として、ヘッジ会計を適用しております。

IFRSのヘッジ会計の詳細は連結財務諸表の注記3.G 及び注記8に記載されております。加えて、日本基準では繰延ヘッジ損益となる「金融派生商品評価損益」及びIFRS公正価値ヘッジ適用によるヘッジ対象の帳簿価額の調整損益は、連結財務諸表の注記27に記載されております。

(2) 金融派生商品資産及び金融派生商品負債の相殺表示

日本基準では、金融派生商品資産及び金融派生商品負債について、相殺要件を満たす取引の金額を取引相手ごとに相殺し、「その他資産」又は「その他負債」に含めて表示しています。IFRSでは、金融派生商品資産及び金融派生商品負債のうちIFRSの相殺の要件を満たさないものについて、「金融派生商品資産」又は「金融派生商品負債」として総額で表示しております。

B.純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

IFRSでは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみでない場合、当該金融資産を純損益を通じて公正価値で測定しております。契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみであり、契約上のキャッシュ・フローの回収のみを目的として保有する場合は、当該金融資産を償却原価で測定しております。一方、日本基準では、金融資産の法的形態及び保有目的に従って測定方法が定められております。

当行グループが保有し、持分法で会計処理されている投資を除く株式、組合出資、投資信託及び一部の貸出金については、その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみでないため、IFRSでは公正価値で測定し、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として表示しております。一方、日本基準では法的形態及び保有目的に従って取得原価又は公正価値で測定し、「有価証券」又は「貸出金」として表示しております。日本基準では、株式については発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、評価額の減額を行い、評価差額は当期の減損損失として処理しております。

また、IFRSでは、当該資産より生じるすべての損益を「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）」に含めて表示しております。一方、日本基準では、受取利息及び受取配当金を「資金運用収益」、受取手数料を「役務取引等収益」、当該資産の公正価値の変動及び売却により生じる実現損益を、収益の場合は「その他の経常収益」として、費用の場合は「その他の経常費用」として表示しております。

C.有価証券

関連会社及び共同支配企業に対する投資は、日本基準では「有価証券」、IFRSでは「持分法で会計処理されている投資」として表示しております。なお、測定方法の違いについては「E. 持分法で会計処理されている投資」をご参照下さい。

関連会社及び共同支配企業に対する投資以外の株式、組合出資及び投資信託は、日本基準では「有価証券」、IFRSでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として表示しております。なお、測定方法の違いについては「B. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」をご参照ください。

債券は、日本基準及びIFRSにおいて「有価証券」として表示しております。測定方法については、日本基準では時価により評価し、評価差額を「その他有価証券評価差額金」として認識しております。一方、IFRSでは償却原価により測定しております。

IFRSでは、償却原価により測定する有価証券に対して予想信用損失モデルに基づく減損損失を認識しております。減損損失は金融資産の当初認識後の信用リスクの変化の程度に応じて、報告日から12か月又は報告日後の全期間に発生すると見込まれる予想信用損失を見積り計上しております。測定された減損損失は有価証券から貸倒引当金を通じて控除しております。

D.貸出金及びその他の債権

IFRSの「貸出金及びその他の債権」は、日本基準の「その他資産」に含む未収貸出金利息及び「H. 金融保証契約負債」に記載している金融保証契約資産を含みますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は含みません。

貸出金及びその他の債権は、当初認識時に、直接帰属する取引費用を加えた公正価値で測定し、当初認識後は実効金利法を用いた償却原価で測定しております。貸出金の組成手数料は、関連する貸出金の組成と不可分であるとみなされる場合、実効金利法の一部として償却されます。また、貸出金及びその他の債権の当初認識後に契約条件の変更等がなされた場合、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するか、一定の会計基準上の要件に該当する場合には当該金融資産の認識は中止され、認識の中止がなされた帳簿価額と新たに認識した金融資産の差額が純損益として認識されます。

日本基準では、個別貸倒引当金に加えて一般貸倒引当金を計上しております。一方、IFRSでは予想信用損失モデルに基づく減損損失を見積り計上し、測定された減損損失は貸出金及びその他の債権から貸倒引当金を通じて控除しております。予想信用損

失の計上方法については、「C. 有価証券」をご参照ください。また、当初認識後に条件変更等があった場合でも、一定の要件に該当する場合は、金融資産の消滅の認識要件を満たしていない取引と判断されます。

E.持分法で会計処理されている投資

関連会社及び共同支配企業に対する投資は、主に組合出資です。日本基準では、一部の組合出資に対して持分法を適用しております。一方、IFRSでは、当行の子会社を通じて保有される投資を除き（これらの投資はIAS第28号の免除規程の適用により公正価値により測定される）、関連会社及び共同支配企業に対する投資と判断されたすべての組合出資に対して持分法を適用しております。そのため、日本基準で持分法を適用していない組合損益のうち、IFRSにおいて持分法を適用した組合出資に係る損益については、「持分法による投資利益（損失）」として表示しております。

持分法適用の結果生じる在外営業活動体の為替換算差額は、IFRSでは「その他の資本の構成要素」として認識し、日本基準では「為替換算調整勘定」として表示しております。

F.リース

当行グループがリースの借手となる取引は、主に事務所の賃借です。日本基準ではリース取引を、リスク・経済価値アプローチに基づき、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類しております。当行グループの主なリース取引はオペレーティング・リース取引に分類されており、リース料を発生時に費用処理しております。一方、IFRSでは、原則としてリース開始日に使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書にそれぞれ「その他の資産」及び「その他の負債」として当初認識しております。当初認識後は、使用権資産は取得原価より減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で事後測定し、リース負債は実効金利法による償却原価で事後測定しております。

なお、当行グループがリースの貸手となる取引はありません。

G.社債

日本基準では社債発行費を支出時に全額費用処理しております。IFRSでは、社債は当初認識時に、引受手数料及び発行時割引額等の社債発行に直接帰属する取引費用を控除した公正価値により測定し、当初認識後は、実効金利法による償却原価により測定しております。また、IFRS第9号に従いヘッジ会計を適用している社債については、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動を帳簿価額に調整しております。

H.金融保証契約負債

金融保証契約は、日本基準では、保証債務残高を「支払承諾見返」及び「支払承諾」として資産及び負債に同額で計上しております。一方、IFRSでは、当初認識時に「金融保証契約負債」を

金融保証契約資産と共に公正価値により測定します。また、当初認識後においては、IFRS第9号に従って算出された損失引当金の金額と、当初認識額から、該当があれば、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って認識された累積償却額を控除した金額のいずれか高い金額により測定されます。

I.退職給付に係る負債

日本基準では、確定給付制度より発生した数理計算上の差異を、発生年度に一括費用処理（純損益として認識）しております。一方、IFRSでは、確定給付制度の再測定額を発生年度に「その他の資本の構成要素」として認識し、直ちに利益剰余金に振替えております。また、退職給付債務についてIFRSに基づいた再測定を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、「営業費用」として認識しております。なお、退職給付に係る負債は、「その他の負債」に含めて表示しております。

J.連結決算日と子会社の決算日との差異

日本基準では、子会社の決算日と連結決算日との差異が3か月を越えない場合、重要な連結会社間の取引のみを子会社の財務諸表に反映することが求められております。したがって、当行グループは日本基準における連結決算上、重要な連結会社間の取引のみについて調整を行っております。一方、IFRSでは、実務上不可能な場合を除き、連結子会社の財務諸表は親会社の決算日で作成することが求められております。そのため、当行グループは決算日が連結決算日と異なる子会社について、連結決算日と子会社の決算日が一致する財務諸表を作成しております。

K.負債性金融商品に対する非支配持分の表示

日本基準では、非支配持分は連結財務諸表の純資産の部に表示しております。一方、IFRSでは、連結子会社であるリミテッド・パートナーシップ（投資事業有限責任組合）に対する非支配持分は、IAS第32号に従って負債の部の「その他の負債」として表示しております。

03 CORPORATE DATA

コーポレート・データ

1	沿革	088
2	株式会社国際協力銀行法等	089
	株式会社国際協力銀行法	089
	株式会社国際協力銀行法施行令	097
	株式会社国際協力銀行法施行規則	102
3	内部統制基本方針	106
4	セキュリティポリシー	108
5	顧客保護等管理方針	108
6	利益相反管理方針の概要	109
7	プライバシーポリシー	110
8	特定個人情報等の安全管理に関する基本方針	111

沿革

日本輸出入銀行にかかる事項		
1950年	12月	「日本輸出銀行法」公布・施行、日本輸出銀行設立
1952年	4月	日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更
国際協力銀行にかかる事項		
1999年	4月	「国際協力銀行法」公布・施行
	9月	「国際協力銀行法施行令」公布・施行
	10月	国際協力銀行設立（日本輸出入銀行と海外経済協力基金の全ての事業を承継）
株式会社日本政策金融公庫（国際協力銀行）にかかる事項		
2006年	6月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布・施行
2007年	5月	「株式会社日本政策金融公庫法」公布・施行
2008年	4月	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布・施行
	10月	株式会社日本政策金融公庫設立
2010年	3月	「株式会社日本政策金融公庫法」の改正（国際協力銀行業務範囲に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加）
	4月	駐留軍再編促進金融勘定を設置
株式会社国際協力銀行にかかる事項		
2011年	5月	「株式会社国際協力銀行法」公布・一部施行
	7月	「株式会社国際協力銀行法施行令」および「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」の公布・施行（先進国向け輸出金融等の業務範囲を規定）
2012年	4月	株式会社国際協力銀行設立
	11月	駐留軍再編促進金融勘定の廃止
2016年	5月	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行 「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行
	10月	特別業務の開始
2020年	1月	「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行（先進国向け輸出に対する輸出金融および先進国事業に対する投資金融の対象分野の変更）
	7月	「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業支援のため先進国事業に対する投資金融の対象分野拡充および国内企業を通じた海外事業に対する貸付の実施（時限措置））
2022年	6月	「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行（先進国向け輸出に対する輸出金融および先進国事業に対する投資金融の対象分野の変更）
2023年	4月	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行
	10月	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」施行

株式会社国際協力銀行法等

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年五月二日法律第三十九号、最終改正：令和五年十一月二十九日法律第七十九号）（抜粋）

（目的）		務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
第一条	株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。	二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
（株式の政府保有）		三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
第三条	政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。	四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金（資金需要の期間が一年を超えるものをいう。以下同じ。）若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、若しくは当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得し、又は特定外国法人に対して、その海外で行う事業（第二条第十号イ及びロに掲げる事業に限る。）に必要な長期資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、若しくは当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
（政府の出資）		四 戦争の結果生じた被害の復旧に関する事業その他の海外における復興又は開発に必要な事業を行う外国政府等その他の外国の法人等に対して、国際通貨基金その他の国際機関が当該事業に必要な長期資金の貸付けを行う場合において、当該資金に係る債務の保証等（国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処のために行うものに限る。）を行うこと。
第四条	政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。 2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）」とする。 3 会社は、第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。	五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の
（名称の使用制限等）		
第五条	会社でない者は、その名称中に国際協力銀行という文字を用いてはならない。 2 銀行法第六条第二項の規定は、会社には適用しない。	
（役員等の選任及び解任等の決議）		
第六条	会社の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
（業務の範囲）		
第十一条	会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。 一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債	

	供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金（資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。		あつて、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金		において、当該法人等に対して当該供与に必要な資金の貸付けを行うとき。		二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。）に係る債務の保証等を行うとき。
六	海外で事業を行う次に掲げる者に対して当該事業に必要な資金（口に掲げる者に対しては、海外で新たに行う事業に必要な資金に限る。）を出資し、又は専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で海外で事業を行う者に対し出資するものに対して当該事業に必要な資金を出資すること。		二 我が国の技術では十分な代替が困難であつて、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金		イ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な原材料その他の物資の開発（製造を含む。）、輸送又は調達に関する事業		10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、第二号から第八号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。
	イ 外国の法人等				ロ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な技術の開発に関する事業		一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等（償還期限が一年を超えるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の一部を取得する場合
	ロ 我が国の新規企業者等又は中小企業者等（中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）				ハ 我が国の法人等又は出資外国法人等が生産する製品の加工若しくは組立て又は輸送若しくは販売に関する事業		二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合
七	前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。		5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸付けは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸付けを行う場合に限り、行うことができる。		五 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。		三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合
八	会社の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。		6 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、我が国の法人等に対する貸付けであつて、中小企業者等以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。		7 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。		四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合
第十二条	前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。		一 我が国の法人等が外国の法人への出資又は外国の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け（以下この号において「出資等」という。）により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、当該出資等のために必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。		8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。		五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等（銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。）を行うとき。
	一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子（利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。		二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。		一 国際通貨基金等（会社を除く。）による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなっている場合		六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。
	二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合		イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け		二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合		七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権（いずれも償還期限が一年を超えるものに限る。次号において同じ。）を取得する場合
2	前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。		ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け（同号に規定する政令で定める場合に限る。）		9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等（公社債等に係るものを除く。）は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。		八 新規企業者等又は我が国の中小企業者等が海外における事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権を取得する場合
	一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。		ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）				11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあつては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあつては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期
	二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。		三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。				
	3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であつて次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。		四 我が国の法人等がその直接又は間接に出資する出資外国法人等に対して当該出資外国法人等が行う次に掲げる事業に必要な資金の供与を行う場合に				
	一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難で						

間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

- 一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの
- 二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け
- 12 前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るため必要最小限の場合に限り、行うことができる。

（業務の方法）

- 第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。
- 一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合
 - 二 当該貸付け（第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。）、当該譲受け（同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。）、当該取得（同号の規定による公社債等の取得を除き、海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等が発行する社債若しくはこれに準ずる債券若しくは信託の受益権の取得に限る。）、当該債務の保証等（同号及び同条第四号の二の規定による債務の保証等を除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。）又は当該出資（海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等に対するものに限る。）に係る貸付金（貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。）の利率（利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）
 - イ 社会資本の整備に関する事業
 - ロ 資源の開発に関する事業
 - ハ 革新的な情報通信技術を活用した事業その他の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用した事業であって、その活用により当該事業の高度化又は当該事業の利用者の利便の向上が図られるもの
- 2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸

付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

（特別業務指針）

- 第十三条 財務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「特別業務」という。）を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 一 前条第一項第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務
 - 二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務
 - 三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務
 - 四 前三号に掲げる業務（第二号に掲げる業務を除く。）に係る第十一条第九号に掲げる業務
- 2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たって従うべき基準
 - 二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
 - 三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
 - 四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
 - 五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項
 - 六 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

（特別業務基本方針）

- 第十三条 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針（次項において「特別業務基本方針」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業年度）

- 第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（予算）

- 第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の収入は、貸付金の利息（利息と同様の経済的性

質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金（借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。）の利子、社債の利子及び附属諸費とする。

- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。
- 5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

（財務諸表の提出）

- 第二十六条 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。
- 2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を含む。）を財務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

- 第二十六条 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 特別業務以外の業務（第三十三条において「一般業務」という。）
 - 二 特別業務

（区分経理に係る会社法の準用等）

- 第二十六条 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社」とあるのは「株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、

「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、この準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（決算報告書の作成及び提出）

- 第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添付して、内閣に送付しなければならない。
- 3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書の会計検査院への送付）

第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書の国会への提出）

第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照表等を添付して、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

（国庫納付金）

第三十一条 会社は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 会社は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 第一項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

5 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

（政府の貸付け）

第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができる。

（借入金及び社債）

第三十三条 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ（借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。）は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金（短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは外国通貨長期借入金（外国通貨による借入金であって、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。）の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

2 前項に規定する短期借入金（外国通貨によるものを除く。）については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に

限り、財務大臣の認可を受けて、これについて借換え（借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。）を行うことができる。

- 3 前項ただし書の規定により借換えを行った借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。
- 6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなってはならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、一般業務に係る限度額を超えて社債を発行することができる。
- 8 一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなってはならない。
- 9 前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「一、第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。
- 10 会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

（一般担保）

第三十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に

先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（政府保証）

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（余裕金の運用）

第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他財務大臣の指定する有価証券の取得

二 財政融資資金への預託

三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金

四 譲渡性預金証書の保有

五 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

六 コール資金の貸付け

七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

（監督）

第三十八条 会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十九条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認め

るときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第四十条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 この法律に規定する財務大臣の権限（第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（定款）

第四十一条 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手続及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。

一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。

二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。

3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）

第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。

（金融商品取引法の適用除外等）

- 第四十三条 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。
- 2 前項に規定する場合（次項又は第五項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七、第三十八条第七号、第四十条の三の三及び第四十条の三の四を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。
- 3 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。
- 5 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第六十三条の九第一項の規定は、適用しない。
- 6 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十五条の三、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年七月十五日政令第二百二十一号、最終改定：令和四年六月二十九日政令第二百四十一号）

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第三号及び第六号、第十二条第一項第二号、第六項第一号及び第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三条第四項及び第五項、第三十五条第三項、第四十条第一項及び第四項並びに附則第十条第二項、第十二条第二項及び第七項、第十三条第三項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（金融機関の範囲）

- 第一条 株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会及び農林中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

（中小企業者の範囲）

- 第二条 法第二条第六号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。
- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービスを除く。）
- 五 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）
- 2 法第二条第六号ロに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数とは、次の表のとおりとする。

	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウエア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

（開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務）

- 第三条 法第十二条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、法第十一条第一号に規定する資金の対象となる設備の輸出等であって次に掲げる設備に係るものである場合とする。
- 一 次に掲げる設備
- イ 船舶（水域において使用される浮遊式の生産

用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。次条第二項において同じ。）

- ロ 人工衛星並びにその追跡及び運用に必要な設備

ハ 航空機

ニ 医療機器

二 温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備

三 次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備（へ及びタに掲げる事業については、これらの事業を一体的に行うよう構成された複数の種類の機器又は装置からなる設備に限る。）

イ 原子力による発電に関する事業

ロ 鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）

ハ 道路の建設、修繕及び運営に関する事業

ニ 空港に関する事業

ホ 港湾に関する事業

ヘ 水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業

ト 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業

チ 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

リ 水素の製造、輸送、供給及び利用に関する事業

ヌ 燃料として使用されるアンモニアの製造、輸送、供給及び利用に関する事業

ル 変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ヲ 石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

ワ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

カ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業

ヨ ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）

（剰余金のうち準備金として積み立てる額等）

第六条	法第三十一条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一般業務（法第二十六条の二第一号に規定する一般業務をいう。以下同じ。）に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額 二 特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下同じ。）に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額
2	法第三十一条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一般業務に係る勘定 一般業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額 二 特別業務に係る勘定 特別業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額

（国庫納付の手続）

第七条	会社は、一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、法第三十一条第一項の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。
-----	---

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条	一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定における国庫納付金については、法第三十一条第一項に規定する残余の額を当該それぞれの勘定における一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額に応じて按分した額を、それぞれ一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。
2	前項に規定する出資の額は、同項に規定する残余の額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じた額）とする。

（社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の認可）

第九条	会社は、法第三十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債の発行及び外国通貨長期借入金（同条第一項に規定する外国通貨長期借入金をいう。以下同じ。）の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣
-----	---

に提出しなければならない。

2	前項の基本方針には、次に掲げる事項を一般業務及び特別業務に係る勘定ごとに記載しなければならない。 一 社債についての次に掲げる事項 イ 発行時期 ロ 発行金額 ハ 表示通貨 ニ 発行市場 ホ 利回り ヘ その他財務大臣が定める事項 二 外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項 イ 借入時期 ロ 借入金額 ハ 表示通貨 ニ 利率 ホ その他財務大臣が定める事項
---	--

（国内社債の発行の届出）

第十条	会社は、国内社債（会社の社債のうち我が国において発行するものをいう。以下この条において同じ。）の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国内社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 調達した資金の用途 二 名称 三 発行の年月日 四 発行総額 五 各社債の金額 六 利率 七 償還の方法及び期限 八 利息の支払の方法及び期限 九 発行の価額 十 調達した資金を整理する勘定 十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定の適用があるときは、その旨 十二 募集の方法 十三 利回り 十四 第二号から第十一号までに掲げるもののほか、国内社債の社債券に記載した事項 十五 その他財務大臣が定める事項
-----	--

（国外社債の発行の届出）

第十一条	会社は、国外社債（会社の社債のうち我が国以外の地域において発行するものをいう。以下同じ。）の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国外社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 前条第一号から第十号までに掲げる事項に相当する事項 二 種類 三 発行の方法 四 表示通貨 五 発行市場
------	---

六	利回り
七	第一号に掲げるもののほか、国外社債の社債券に記載した事項
八	その他財務大臣が定める事項

（外国通貨長期借入金の借入れの届出）

第十一条の二	会社は、外国通貨長期借入金の借入れについて法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 調達した資金の使途 二 借入れの年月日 三 借入金額 四 表示通貨 五 借入先 六 利率 七 償還の方法及び期限 八 利息の支払の方法及び期限 九 調達した資金を整理する勘定 十 その他財務大臣が定める事項
--------	---

（社債券の滅失等の場合の代わり社債券等の発行）

第十二条	法第三十三条第五項ただし書に規定する社債券の発行は、会社が、国外社債の社債券（以下この条において「国外社債券」という。）に限り行うものとする。 2 前項の国外社債券の発行は、国外社債券を盗取され、滅失し、又は紛失した者からその再交付の請求があった場合において、当該盗取、滅失又は紛失に係る国外社債券につき、会社が適当と認める者によるその番号の確認があり、かつ、その盗取され、滅失し、又は紛失した証拠の提出があったときに限り、することができる。この場合において、必要があるときは、会社は、当該盗取、滅失若しくは紛失に係る国外社債券に対し償還をし、又は消却のための買入れをしたときは会社が適当と認める者がその償還金額又は買入価額に相当する金額を会社に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。
第十三条	前条の規定は、法第三十五条第三項の規定により政府が保証契約をすることができる債務に係る社債券又はその利札の発行について準用する。この場合において、前条第一項中「第三十三条第五項」とあるのは「第三十五条第三項」と、「社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「社債券（以下「国外社債券」という。）」とあるのは「社債券若しくはその利札」と、同条第二項中「国外社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「国外社債券を」とあるのは「社債券又はその利札につき」と、「国外社債券に対し」とあるのは「社債券に対し」と、「又は消却のための買入れ」とあるのは「若しくは消却のための買入れをし、又は当該盗取、滅失若しくは紛失に係る利札に対し利子の支払」と、「は会社」とあるのは「は会社及び保証人である政府」と、「又は買入価額」とあるのは「若しくは買入価額又は利

子の支払金額」と読み替えるものとする。

（国外社債及び外国通貨長期借入金に係る政府の保証に関する事務の取扱い）

第十四条	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第三十五条の規定により、政府が国外社債又は外国通貨長期借入金に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、本邦又は外国において銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。附則第六条第三項において同じ。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。附則第六条第三項において同じ。）又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。附則第六条第三項において同じ。）を行う者であって、財務大臣が指定するものを財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。
------	---

（財務省令への委任）

第十五条	第十一条から前条までに定めるもののほか、国外社債及び外国通貨長期借入金に関し必要な事項は、財務省令で定める。
------	--

（内閣総理大臣への権限の委任）

第十六条	法第三十九条第一項の規定による財務大臣の立入検査の権限のうち会社の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、財務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。
------	---

（財務局長等への権限の委任）

第十七条	法第四十条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。 一 法第三十九条第一項の規定による立入検査 二 法第四十条第二項の規定による報告
2	前項第一号の規定による権限で会社の本店以外の支店その他の施設又は法第三十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設（以下この条において「会社の支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該会社の支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。
3	前項の規定により会社の支店等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、会社の本店又は当該会社の支店等以外の会社の支店等に対する立入検査の必要を認めたときは、当該立入検査を行うことができる。

株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年三月二十六日財務省令第十四号、最終改正：令和五年九月二十一日財務省令第五十二号）

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 貸付債権等 貸付債権、法第二条第十一号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。

二 クレジットデリバティブ取引 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めたる者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等に移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。

（法第二条第四号の財務省令で定める法人）

第二条 法第二条第四号の財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取得し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）

二 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

（新規企業者等から除かれる法人等）

第三条 法第二条第七号イの財務省令で定める法人等は、中小企業者等（外国におけるこれに相当する者を含む。）以外の法人等の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。

（特定外国法人が行う事業）

第四条 法第二条第十号イの財務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱（じん）化に必要なもの

- イ 我が国にとって重要な資源の開発に関する事業
- ロ 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に必要な設備並びにその部分品及び附属品の製造に関する事業
- ハ 蓄電池の製造に関する事業
- ニ 船舶及び航空機の部分品及び附属品の製造に関する事業
- ホ 医療機器の開発及び製造に関する事業
- ヘ 医薬品の開発及び製造に関する事業
- ト 電動機の製造に関する事業
- チ 半導体素子、半導体集積回路及び半導体物質（これらの製造に必要な原材料及び装置を含む。）の製造に関する事業
- リ 食料の生産（農業を含む。）に必要な肥料、農機具その他の物資の開発及び製造に関する事業
- ヌ ガス、セメント製品その他の多様な事業に使用される素材であって、その製造に伴う温室効果ガスの排出量が当該素材の製造に通常利用される製法よりも大幅に抑制される製法により製造されるものの製造に関する事業
- 二 次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なもの
- イ 人工知能関連技術（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。）の開発に関する事業
- ロ 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置に関する技術の開発に関する事業
- ハ バイオテクノロジーに関する技術の開発に関する事業
- ニ ブロックチェーン技術の開発に関する事業

2 法第二条第十号ロの財務省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要なものとする。

- 一 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）を変換して得られる電気の供給に必要な発電、送電その他の基盤の整備に関する事業
- 二 情報通信技術を活用するための基盤の整備（情報通信に係る人工衛星の打上げ、追跡及び運用を含む。）に関する事業
- 三 医療に関する事業

（法第二条第十六号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの）

第五条 法第二条第十六号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により

利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。

（法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの）

第六条 法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの）

第七条 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち貸付金と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するもの）

第八条 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭に係る割合のうち利率と同視すべきものとする。

（特別業務基本方針）

第九条 法第十三条の三第一項の財務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この条において同じ。）の実施体制に関する事項

二 特別業務の実施方法に関する事項

三 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

四 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

五 法第十三条の二第二項第四号の体制による特別業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項

六 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

七 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

2 会社は、法第十三条の三第一項前段の規定により同項に規定する特別業務基本方針（以下この項及び次項において「特別業務基本方針」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

3 会社は、法第十三条の三第一項後段の規定により特別業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

（法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人）

第十条 法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる金融機関

- イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- ロ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- ハ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ニ 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）
- ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ヘ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- ト 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

チ 農林中央金庫

リ 保険会社

ヌ 株式会社商工組合中央金庫

ル 株式会社日本政策投資銀行

ヲ 地方公共団体金融機構

ワ 株式会社日本政策金融公庫

カ 外国金融機関等

二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社（以下「債権回収会社」という。）及び外国の法令に準拠して外国において債権管理回収業に類似する業務を営む者（債権回収会社を除く。）

三 法第十二条第九項第三号に規定する金銭債権を譲渡した我が国の法人等又は出資外国法人等

四 次に掲げる要件を満たす法人

イ 農林漁業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。

ロ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）であること。

ハ 資本金の額が五億円以上であること。

五 次に掲げる要件を満たす法人

イ 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。

ロ 貸金業者であること。

ハ 資本金の額が五億円以上であること。

（法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するもの）

第十一条 法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利息と同視すべきものとする。

（法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するもの）

第十二条 法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち借入金と同視すべきものとする。

（決算報告書等の閲覧期間）

第十三条 法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

（予算の繰越し）

第十四条 法第三十条第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、翌事業年度の四月三十日までに、繰越計算書を財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の繰越計算書は、法第二十条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由

二 前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額

三 第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額

四 第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額

3 第一項の繰越計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

（法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するもの）

第十五条 法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借入れと同視すべきものとする。

（法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するもの）

第十六条 法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち短期借入金と同視すべきものとする。

（法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するもの）

第十七条 法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借換えと同視すべきものとする。

（余裕金の運用）

第十八条 法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金については、次に掲げるものとする。

一 外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるもの

二 宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち預金と同視すべきもの

3 | 内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- 第1条 当行及びその子会社（以下「当行グループ」と総称する。）の取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、当行は、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、当行の取締役及び職員に周知する。また、子会社に対しては、当行の企業理念及び行動原則を周知するとともに、その業務の規模や特性に応じて、法令等の遵守その他のコンプライアンスに関して適切な措置を取る。
- 2 当行の取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
- 3 当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、当行グループの法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- 4 当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、委員会を置く。
- 5 当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- 6 当行は、当行グループとして反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- 第2条 当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の当行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- 2 当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。
- 3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- 第3条 当行は、当行グループのリスク管理を行うことの重要性を認識し、当行グループの業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定めるとともに、子会社に対してはその業務の規模や特性に応じてリスク管理に関して適切な措置を取り、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 当行は、当行グループの各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、委員会を置く。

- 3 当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定めるとともに、子会社に対してはその業務の規模や特性に応じて適切な措置を取り、当行グループの危機管理の態勢整備に努める。
- 4 当行は、危機事象が発生し当行グループの正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- 第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に当行グループとしての経営管理を行う。
- 2 当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
- 3 当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
- 4 当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

（当行グループにおける業務の適正を確保するための体制）

- 第4条の2 当行は、当行グループの業務の適正を確保するため、当行の子会社の業務運営の管理に関して適切な措置を取る。
- 2 当行は、当行の子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当行に対する適切な報告体制を確立する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

- 第5条 当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- 2 当行は、当行グループに対する内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
- 3 当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
- 4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき当行及び必要に応じて当行の子会社の内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。
- 5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- 6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

（監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項）

- 第6条 当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。
- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

（監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項）

- 第7条 当行は、監査役の職務を補助する職員（以下「監査役室職員」という。）の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。
- 2 当行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、当行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。
- （1）常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること
- （2）当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと
- （3）当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること
- （4）当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと
- （5）当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること
- （6）常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

（取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制）

- 第8条 当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、直接又は間接の方法により、随時、その職務の執行状況等を的確に当行の監査役に報告する。
- 2 当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について直接又は間接の方法により、当行の監査役に速やかに報告する。
- 3 当行グループは、前項に基づき報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

（監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

- 第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
- 2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

（監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項）

- 第10条 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は当行が負担する。

4 | セキュリティポリシー

株式会社国際協力銀行（以下「当行」といいます。）では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって当行の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行います。

基本理念

当行は、関係法令及び関連規程の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
 - (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討した上で、付与すること。
 - (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施に当たっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
- イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
- ロ 必要かつ十分に、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、当行では、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点からこれらを分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

情報資産の管理体制

当行では、情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

個人情報の保護

当行では、個人情報の取扱いに関する基本方針（プライバシーポリシー）を定めこれを公表した上で、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

顧客情報の保護

当行は、お客様の保護及び利便の向上のための基本方針を定め、当該方針に基づき、お客様に関する情報の保護及び管理を適切に行います。

情報資産管理に関する教育

当行は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規程の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないように、必要な教育を行います。

業務の外部委託

当行は、業務の委託等により、当行の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

情報資産に係る事故への対応

当行は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。

評価・見直し

当行は、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化並びに組織、業務内容等の変更、当行の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、本ポリシーの評価・見直しを行います。

5 | 顧客保護等管理方針

株式会社国際協力銀行（以下「当行」といいます。）は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

- 1 当行は、お客さまへの取引や商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
- 2 当行は、お客さまからの相談等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応してまいります。
- 3 当行は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
- 4 当行は、当行が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。

※本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。

- (1) 当行の業務を利用していただいている方
- (2) 当行の業務を利用されていた方
- (3) 当行の業務に関し当行と取引関係に入る可能性のある方

※当行においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社国際協力銀行法（平成23年5月2日法律第39号）第11条及び当行が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

6 | 利益相反管理方針の概要

株式会社国際協力銀行（以下「当行」といいます。）及び当行の子金融機関等（以下総称して「当行グループ」といいます。）は、金融商品取引法に従い、利益相反管理方針を策定の上、お客さまの利益を不当に害することがないように、利益相反の恐れのある取引を適切に管理してまいります。

当行グループにおける利益相反管理方針の概要を、以下のとおり公表いたします。

1 利益相反の恐れのある取引の特定

- (1) 対象取引
本方針の対象となる「利益相反の恐れのある取引」とは、
(a) 当行グループとお客さまの間の利益が対立又は競合する場合、又は (b) 当行グループの複数のお客さま間の利益が対立又は競合する場合において、お客さまの利益が不当に害される取引（以下「対象取引」といいます。）です。
- (2) お客さまの範囲
本方針の対象となる「お客さま」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」を利用している相手方、当該業務を利用していた相手方及び当該業務に関し取引関係に入る可能性のある相手方をいいます。
「金融商品関連業務」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3に規定する業務をいいます。

2 利益相反管理の対応を要する会社

- 1 (1) のとおり、対象取引は、当行グループ（当行及び当行の子金融機関等）が行う取引であり、「当行の子金融機関等」とは、当行の子会社又は関連会社のうち、金融商品取引法第36条第4項に該当する者をいいます。2025年3月31日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。
- IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P.
 - National Industrial Corridor Development Corporation Limited
 - 株式会社 JBIC IG Partners
 - RJIF GP2 Limited
 - Russian-Japan Investment Fund, L.P.
 - JB Nordic General Partner S.à.r.l.
 - JB Nordic Ventures Oy
 - JB Nordic Fund I SCSp
 - NordicNinja Fund II General Partner S.à.r.l.
 - NordicNinja VC Limited
 - ff Red & White General Pratner S.à.r.l.
 - ff Red & White Ventures sp. z.o.o.
 - ff Red & White
 - NordicNinja Fund II SCSp

3 利益相反の恐れのある取引の管理方法

- 当行グループは、お客さまとの取引における利益相反の状況を把握し、以下の方法等により状況に応じた対応を実施いたします。
- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
 - 対象取引又は当該お客さまとの取引を中止する方法
 - 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれが

あることについて、当該お客さまに適切に開示する方法

- その他対象取引を適切に管理するための方法

4 利益相反の管理体制

当行グループでは、利益相反を管理・統括する部署を設置し、利益相反を一元的に管理いたします。

また、利益相反の管理に関する法令その他の規範を遵守し、態勢整備を継続的に行ってまいります。

海外駐在員事務所一覧

(2025年7月1日現在)



★ 地域統括事務所

📍 シンガポール駐在員事務所
(アジア大洋州地域統括)
9 Raffles Place, #51-02 Republic Plaza,
Singapore 048619
Tel. 65-6557-2806
Fax. 65-6557-2807

📍 北京駐在員事務所
2102, Tower C Office Building,
YINTAI Center, No. 2 Jianguomenwai
Avenue, Chaoyang District,
Beijing 100022, P.R.C
Tel. 86-10-6505-8989
Fax. 86-10-6505-3829

📍 バンコク駐在員事務所
21st Floor, Park Ventures Ecoplex, 57
Wireless Road, Lumpini, Pathumwan,
Bangkok 10330, Thailand
Tel. 66-2-252-5050
Fax. 66-2-252-5514

📍 ハノイ駐在員事務所
Unit 6.02, 6th Floor, CornerStone Building,
16 Phan Chu Trinh Street, Cua Nam Ward,
Hanoi, Vietnam
Tel. 84-24-3824-8934 ~ 6
Fax. 84-24-3824-8937

📍 ジャカルタ駐在員事務所
Summitmas II 5th Floor,
Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62,
Jakarta Selatan, Indonesia
Tel. 62-21-5220693
Fax. 62-21-5200975

📍 マニラ駐在員事務所
11/F, Tower 1, The Enterprise Center,
6766 Ayala Avenue corner Paseo de
Roxas, Makati City, Philippines
Tel. 63-2-8856-7711 ~ 14
Fax. 63-2-8856-7715, 7716

📍 ニューデリー駐在員事務所
306, 3rd Floor, World Mark2, Asset
No. 8, Hospitality District, Aerocity,
New Delhi-110037, India
Tel. 91-11-4352-2900
Fax. 91-11-4352-2950

📍 シドニー駐在員事務所
Suite 4102, Level 41, Gateway Tower,
1 Macquarie Place, Sydney NSW 2000,
Australia
Tel. 61-2-9293-7980

📍 ロンドン駐在員事務所
(欧阿中東地域統括)
7th Floor, 80 Cheapside,
London, EC2V 6EE, U.K.
Tel. 44-20-7489-4350

📍 モスクワ駐在員事務所
123610 Moscow,
Krasnopresnenskaya Nab.12,
World Trade Center, Office No.905,
Russian Federation
Tel. 7-495-258-1832, 1835, 1836
Fax. 7-495-258-1858

📍 パリ駐在員事務所
6-8, Boulevard Haussmann,
75009 Paris, France
Tel. 33-1-4703-6190

📍 イスタンブール駐在員事務所
Esentepe Mahallesi, Büyükdere
Cad. No: 199/95, Levent 199, Kat
(Floor) 20 - 34394 Şişli/Istanbul,
Turkey
Tel. 90-212-337-4060

📍 ドバイ駐在員事務所
9th floor, West, The Gate Dubai
International Financial Centre,
P.O. Box 121300, Dubai, U.A.E.
Tel. 971-4-363-7091
Fax. 971-4-363-7090

📍 ニューヨーク駐在員事務所
(米州地域統括)
712 Fifth Avenue, 26th Floor,
New York, NY 10019, U.S.A.
Tel. 1-212-888-9500
Fax. 1-212-888-9503

📍 ワシントン駐在員事務所
1627 Eye Street, N.W., Suite 500,
Washington, D.C., 20006, U.S.A.
Tel. 1-202-785-1785
Fax. 1-202-785-1787

📍 ブエノスアイレス駐在員事務所
Carlos Pellegrini 719, Piso 1° A,
C1009ABO, Ciudad Autónoma de
Buenos, Buenos Aires, Argentina
Tel. 54-9-11-6937-7641

📍 メキシコシティ駐在員事務所
Paseo de la Reforma 222-900B,
Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc,
México D.F., C.P. 06600, México
Tel. 52-55-5525-6790
Fax. 52-55-5525-3473

📍 リオデジャネイロ駐在員事務所
Praia de Botafogo, 228, Sala 801B,
Setor A, Botafogo, Rio de Janeiro, RJ, CEP
22250-906, Brazil
Tel. 55-21-2554-2305
Fax. 55-21-2554-8798

アクセス

(JBIC本店、大阪支店)

JBIC本店

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号

TEL : 03-5218-3100

FAX : 03-5218-3955

▶ アクセス

東京メトロ東西線「竹橋駅」3b出口

東京メトロ「大手町駅」より徒歩約5分

(法務・コンプライアンス統括室、IT統括・与信事務部、
監査部、リスク管理部)

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館 14階

東京メトロ「大手町駅」C2b出口)



大阪支店

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号

ハービスENTオフィスタワー23階

TEL : 06-6345-4100

FAX : 06-6345-4102

▶ アクセス

JR「大阪駅」西口より徒歩約2分

JR東西線「北新地駅」西改札より徒歩約4分

阪神「大阪梅田駅」西改札、

Osaka Metro四つ橋線「西梅田駅」北改札より徒歩すぐ

Osaka Metro御堂筋線「梅田駅」南改札より徒歩約5分

Osaka Metro谷町線「東梅田駅」北改札より徒歩約6分

阪急「大阪梅田駅」中央改札口より徒歩約12分



株式会社国際協力銀行

企画部門 経営企画部 報道課

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号

TEL : 03-5218-3100



ホームページ



Facebook



Instagram



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

●この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく
基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

環境に配慮した植物油インキを
使用しています。

